

古史傳

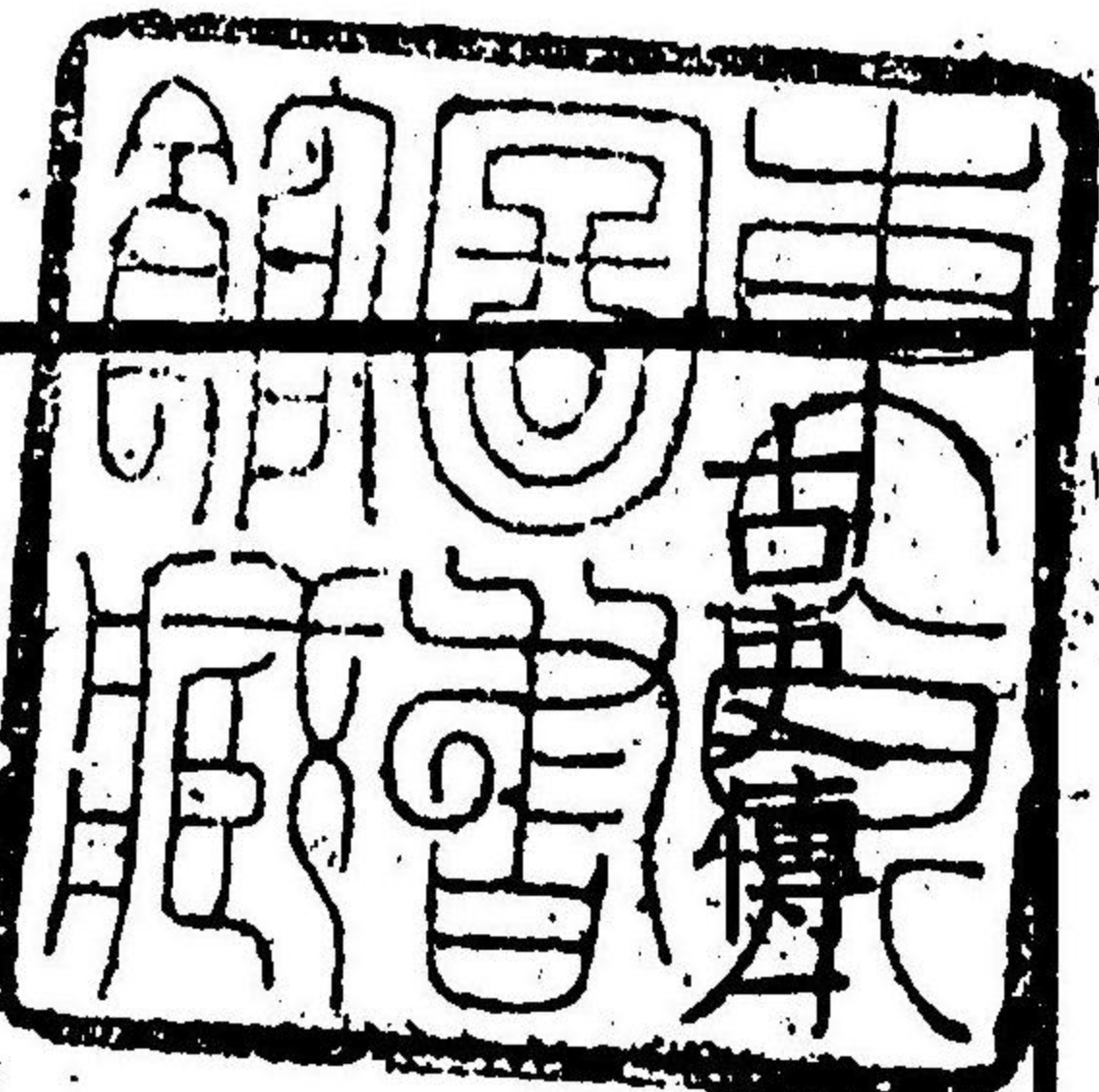
自第百十三段
至第百十七段

九二

112

東 京 圖 書 館			
和	類	架	號
書	圖	架	號
門	類	架	號

128
36
3



十二史卷

平篤胤謹撰

男 鐵胤
孫 延胤

續攷

神代下二史卷

百三十三

於是高皇產靈神更會諸神等

而當遣葦原中國神選出時天

思兼神及諸神等僉白出磐裂

根裂神出子。磐石筒出男。磐石筒出

女神出子。經津主神。是將佳。亦

坐天安河出河上出。天石窟神。

名伊都出尾羽張神。是可遣。若

亦非此神則。其神出子。甕速日

神出子。燖速日神出子。武甕槌

出男神。是應遣。且其天尾羽張

神者。逆塞上天安河出水而塞

道居故。他神者不得行。故別遣

天迦久神而可問白矣。故爾使

已起れる事を御怒まして御佩せる伊都之尾羽張の御
刀を抜して火神を斬給ひし時よ其血天よ激上して安
河原の五百箇石村と化すまよ其御刀の鋒より垂落る
血それ石村よ激越き石村を御刀と此神靈よ因て成坐
る神あはる主と石村の神靈よ因て成坐る故よ其子磐
筒之男磐筒之女神も共小磐てふ御名を負給ふはあよ
既よ委く註す也はて其石村をやがて火神の神靈此疑
五段此傳を
見て知べし○經津主神御名の義下よ註ふはし○將佳
才延祢牟と訓はし第六段然善此処
既よ云るを見べし○天石窟古事記
屋と作り今
書紀よ據まりおは天安河之河上此と有まむ彼石村を

疊みて造せる石窟あるはと固とめ彼河上よ在らる
自然の石窟よても有はし師を総て石屋とあるをむ大
御神の幽居る石屋まはじめ
堅固を稱て云すと解れおまど是
此みち案此石室ありを説れとり○伊都之尾羽張神也
伊邪那岐大神の火神を斬給ひし彼御刀此神靈の現は
れ給する御名よて即彼御刀此名を天之尾羽張とも伊
都之尾羽張とも云とくし上よ見えて御名此義も其處よ
註へ也第十五段の
傳見べし亦名を稜威之雄走神と名申せ也○
若亦非此神則今世れ語よも如此言こも多し○瓊速日
神也此も彼伊都之尾羽張の御刀此譚とす垂落る血ま
と彼磐村よ激越き其磐村と御刀の神靈よ因て成坐

依神亦正

此事も既よ第十
五段よ見えとり。然るよ此ふ。伊都之尾羽張神

此子と何るは主を御刀此神靈^ニ因て成坐まバれ也。然

て此ふ准へて。磐裂根裂神の主と磐村よ。けり此神の御

名^コの義ま^コと燠速日神の御名此義も既^スお註^ス牙^スめ^ス第十五

見^ルるべし。凡て此段^ニ。彼段とよく引合せて読^ム。○武甕槌

之男神御名の義下ふ云^ハばし。○且字ハ麻豆と訓^スばし。武

甕槌神此事を云^ハる續^キあるよ。立復^テて。上の尾羽張神此

事を云^ハ處ある故^ニ。麻豆と云^テてよく當^タま^ス也。○逆塞上と

は。師説よ川水を塞留^シ湛へる側^ノの方^ニ牙引遣^ハをいふ。其^レ

下牙流^ル。水字^ヲ横^ニ引遣^ハる故^ニ。逆^トも上^ヲを云^ハれ也。

於^テ後^ニ邪と云^ハ逆と云^ハ必しも上^ヲ回^ル。亦^ハ非^ニ交^ハ万葉

八^ノ。佐保河之水乎塞上^ニ而殖^シ之田乎。とよ^ク然^ルも同^シ。さ

世^ノ物^ノ水^ヲを^シ。其^ノ中^ニ砥^ヲを安^テ。刀^ノ劔^ヲを磨^ク。此

神^ノの^カく^ハ河^ノ水^ヲを塞^シ。湛^ルへ^テ。石^ノ室^ニ坐^セる^ノ縁^レ。此^ノ石

屋^ノ。案^ニ此^ノ石^ノ屋^ニあり^ト。也^ハある^ニ。信^然こと^ハ。彼^ノ火^ノ産

靈^ニ迦^ハ具^ト土^ノ神^ニ此^ノ血^ノの^カ化^シ。は^ハ磐^ノ村^ニあり^ト。河^ノ上^ニよ^ク。如此^クし

て住^ス給^ハへ^ルこと。御^ノ稜^ノ威^ヲを練^テ。そ^レを震^ラふ^レ。は^ハき^レ時^ノの^カ至^ル。依

を待^テ給^ハ牙^ノ依^テ趣^ル。は^ハ想像^ス。は^ハ決^シて^ハ幽^ニ契^ス。は^ハる^ノ事^ノ外^ニる^レ。は

し。は^ハこと^ハ。や^ハ。困^ニ生^シ坐^スる^ノ伊^ノ邪^ノ那^ノ岐^ノ大^ノ神^ノの^カ大^ノ正^ノ統^トと坐^シ。皇

神^ノの^カ荒^ノ振^ル邪^ノ鬼^ノ等^ヲを^シ討^テ。罰^ヲ給^ハへ^ルこと^ハ。伊^ノ邪^ノ那^ノ岐^ノ大^ノ神^ノの^カ御^ノ稜^ノ威^ヲも^ハ。此^ノ時^ニよ^ク至^リて^ハ。躡^ル味^ヒて^ハ悟^ルる^レ。は^ハ。け^レて^ハ如此^ク塞^シ留^テ。は^ハ住^ス給^ハ牙^ノ依^テ石^ノ窟^ニを。

香嶋宮と稱へ也。其は下よ引く常陸風土記不見と也。○
塞道をた。彼塞留とる。水を引て。道路を絶をいふ。○居故
た。袁禮婆と訓法し。かく訓て。故字の。○別をた。他神を
かて得行まじ。死故。彼處よ住給ふ神。殊。由緒ある
神をと云意。○天迦久神。舊事紀。天迦具神と作
也。名義。師説よ。万葉十三。劍刀鞘從。拔出而。伊香胡山を
とる意あるを思ふ。今此。劍神。尾羽張神。建御雷神をい
ぢ。あひ起せる功を以て。劍を拔出て。撃ころよ。標とる
名よ。やと言ま。此。天迦久弓。天迦久矢を。はと鹿兒弓
鹿兒矢とも云て。迦久とは鹿の事。あはよ就て思ふ。此
神は鹿神。あはは。鹿。和名抄。和名加とあれど。本を
香山の迦具と同語。ふて。迦久あるを

加はの。み云。久を畧る。名あは。は。け。て。加。基。とも云
は。香山を。香語山とも云。ガ。如し。兒の義。ハ。非。は。志
加とも云。や。後。其。ま。お。迦具土。神。御骸。天。上。ゆ
此語を聞えと。り。て。香山を化れる。よ。大山津見。神。成。坐。し。は。と。正。鹿。山。津。見。
神と云も成ま。依。た。決。く。鹿神あること。上よ云。る。如く。あ
依。よ。第十六段の傳。石屋戸。段。よ。彼。香山の鹿を捕て。太。光
不用。と。ま。む。彼。山。よ。鹿。住。る。こと。炳。し。其。や。が。て。正。鹿。山
津。見。神。の。末。あ。る
世。其。山。の。神。比。末。あ。る。故。よ。鹿。を。迦。具。と。云。あ。ら。む。ち。て
常陸風土記。鹿嶋神。比。あ。や。我。香。嶋。天。之。大。神。天。則。號。曰
香。嶋。宮。地。則。名。豐。香。嶋。宮。と。記。せ。り。第。百。二。十。九。段
之。大。神。と。は。建。御。雷。神。を。申。せ。也。然。れ。む。彼。住。坐。る。石。窟。の

處を香嶋と稱するまと灼く。此園ある宮地を香嶋と云も。其名を移せゆ由あり。はと此を鹿嶋とも書とまむ。鹿の住む嶋と云意あるまを論れし。香島を云書るよ依て鹿島と書るまも加具 島と云ふべ。其を此神御親子ともよ。鹿を愛寵み給ふ幽死契此有あらむ。試よ言はぐ。此神ち火之迦具土神よ由縁のまむ鹿を彼神の御末此流ある 故よ愛しみ給ふよぞ有べき常陸此鹿島を更あり。大和の春日山其餘も武甕槌神此鎮坐處よは鹿此多うゆも此小由る。かく考牙集免て。此時別小選びて遣せゆ。天迦久神を云は。決免て鹿神ありと思ひ定とゆあり。戸石屋 天思兼神の思慮りて香山の鹿を捕へぬゆを思ふよ。此時此御使を迦久神こそと思慮れるもまと思兼神ありむ事ハ云も更あり。是ま香山よ住給ひて鹿よ由緒ある神あることと既よ第五十段此傳小委く云るを

見せ おち末よ云をも合せ考ふげし。第百二十九段香島宮の処見るべし。

○問とは葦原中園言向よ罷れ。とある大詔を此法て。仕

奉むや否を問あり。○恐之ハ師云加志許志と訓べし。如

此言て。即仰を承り諾ふ辭よあるあり。今世よ加志許麻

とり出 此言上よも。此次小も何也。○當仕奉ハ都加閉麻

都良牟と訓こをあり。雄畧天皇卷推古天皇卷あむの師 哥よも都加閉麻都羅牟とあり。師

云。此言古書よ數知らげ多し。上とゆ人う事ゆまぢふむ。

万の事小云あり。都加閉ハ被使よて。波礼を閉 君よ使は

れ奉ゆれり。然れむ使と事也。漢字を異あまども下を使

言此本を一あり。けて都加閉奉を中昔と云ハ都加宇奉と云。まと其宇を牟よ轉して。都加牟奉と云。まと其牟を

畧きて都加麻都留と云り。かく言の轉れるのみあらば其意も漸、よりおききて、今を都加麻都留と都加閉麻都留とも、甚く異よて、同言と。○此道とは、師云葦原中、固言も聞え、如くおれり。

向よ行事を云、凡て物行行く事を指て道と云、依こせ。万

葉六ふ。天平四年。天皇賜酒節度使、卿等御歌よ。丈夫之去

二云道曾と詔ひ。中昔は、ても古今集よ。人遣の道あらぬく

よ。と云、依ぬぐ。此歌よを詞小も多の也。漢文ふ、此行ふど

巴、はと崇神天皇卷、東方十二道とある下。考行合さばし。

○可遣吾子武甕槌神。此を師言、此如く、伊都之尾羽張神

みおろらは物せび。此神をしも遣して、速けく功の立

き、深化理、ぞ有、乃死し。試よ言は、稚産靈神、此功德を、其

御子豊宇氣毘賣神も成り、津速産

靈、神と、興台産靈、神までの功德、此兒屋、命よ至りて成れる如く、尾羽張神、甕速日、神、燖速日、神と次く、其功德調ひて、武甕槌神よ至りて、其功の成れる由、おど有、むも知、信うらび、經津主、神も、磐裂根、裂、神、磐筒之男、磐筒之女、神と次く、功徳の成、整ひ、
○貢進とは、此武甕槌神を、む事も、是、お准へて、悟るべし。

大御神の御許よ奉遣はる也。○偕あ、くよ論ふ、はき事あ

也。其は師説ふ。古事記よ。經津主、神と云、神お死を、書紀よ。

經津主と武甕槌とを別神と爲と依、甚、異、おる傳、おり。

其を成坐る處を更、おれり。天と也。此、固言、向よ天降し給ふ

所よも。經津主と武甕槌と二柱を云り。遷却崇神、詞も古

事記、有、天降し、此所よも。建御雷一柱を云て、別よ、經津

主てふ神を、おし。其を建御雷の亦、名を、健布都とも、豊布

都とも有れむ。彼經津主も。此亦名あるま。と著し。お本其
證を云む。ハ。彼紀神武天皇卷高倉下。此夢。天照大神
謂武甕雷神曰。云。時武甕雷神登謂高倉下曰。予劍號曰
師靈云。くとあ。若彼神代卷の如く。武甕雷と經津主と
別神あらむ。此夢も二柱共見え給ふべき。然も何
ら。其上此劍の名をしめ。師靈と云。牙。決く經津主神
此劍れる。ほ。ま。其神も。此夢もハ見え給ふべき。お。
然を何らで。武甕雷此予劍とて授給へ。依。此神や。ぐて
經津主。依。故。あら。ば。や。如此。書紀。神代卷。神武
卷。と。相合。は。武。神。武。卷。古。事。記
の趣と。ま。と。出雲。因。造。ぐ。神。賀。詞。も。天。夷。島。命。爾。布。都。怒
合へり。

志命乎副天天降遣天と何。て。建御雷の見えぬも。一神
あれむ。形る。ほ。し。と。有。り。此。を。信。よ。然。る。説。り。を。有。れ。ど。常
陸
風土説も。普都大神。巡行。葦原。中。因。和。平。山。河。荒。猶。熟。考。
梗之類云。くと。を。見。え。と。れ。ど。健。御。雷。神。を。見。え。と。猶。熟。考。
依。ふ。此。を。二。柱。よ。し。て。一。柱。の。如。く。一。柱。う。と。思。ふ。お。其。御
祖も。石村と御刀を詳。よ。別。り。て。正。し。く。二。柱。成。坐。る。ぐ。其
差。此。髣。髴。と。き。た。或。は。一。柱。と。坐。ま。し。或。は。分。り。て。二。柱。と
も。爲。給。ふ。よ。て。幽。き。妙。ある。所。以。あ。る。事。と。ぞ。思。え。依。く。卓
れ
て。貴。き。神。等。ふ。正。し。く。二。柱。あ。る。ぐ。一。柱。を。坐。ま。し。類。を。い
と。多。く。あ。り。て。上。よ。往。く。其。由。を。論。牙。り。き。師。を。古。事。記。の
傳。を。の。み。称。て。書。紀。を。言。腐。さ。れ。お。ま。ど。古。事。記。よ。彼。成。坐
此。所。よ。石。拆。根。拆。神。を。始。め。八。柱。の。神。名。出。と。れ。ど。あ。り。次
次。と。此。を。有。て。建。御。雷。神。も。直。ふ。其。時。よ。成。坐。る。趣。あ。る。れ
ぞ。い。お。物。け。あ。く。餘。の。神。等。此。成。坐。る。由。緒。も。其。功。徳。の。不

ども甚詳あらぬ。彼記も彼処カあ布末も次々註ふを見
ゆべし。○經津主神御名の義コトが此師靈シラミの御劔も依れ也。
其を上カミ師の引れとる。神武天皇紀よ。師靈とある處也。
此云赴屠能彌哆磨とあるよ就て。師説ふ。師字は廣韻玉
篇おとよ斷聲タテマと注せ。依意を以る書れしよ也。今云常陸
建借間命の荒賊を滅せる處也。臨斬所。言今謂布都奈之
郷とある臨斬字ハ郷名よ依るよ。布都奈と訓む。さも
ありげ也。此よ由。今世の言ふも物の殘なく清く斷き離る
依貌を布都とい牙也。布都理おと云り。狹衣よふおと見
神の依來坐る處よ。都不見物とある都も同じ。まよ俗よ。
ふおとと見限るふおと否おと云も同意ある也。但
し天照大御神の神鏡を眞經津鏡と名を言れと依よ依
申はよと何ある由とも未考へ得也。や言れと依よ依

れ也。彼劔の利也。物を清く斷離お意を以て稱牙おる
御名あり。彌加布都比古佐自布都健布都。はて主とは此
劔此主と依由あるべし。是ぞ信よ師説のごとく。經津主
さて大國主神の御子よ。若布都主命といふ神名也。此經
津主神の國巡給ふ時よ。彼神此從ひ巡り給へる譚おと
也。○彌加布都命。比古佐自布都命。御名此義。布都ハ上
同じ。彌加也。武甕槌の彌加よ同じ。下よ云を見也。
し。比古佐自也。佐自也。記傳よも未思得也。と有まど。刺の
義也。下よ引く古事記よ。佐士と有て。自士とも濁音
を拗ハけらぶ。孝靈天皇の御子よ。日子刺肩別命と云も
あり。まよ式よ。阿波國名方郡。天佐自能和氣神社。隱岐國
知夫郡也。天佐志比古命神社。はて古事記神武天皇段。布
おとあり。是佐志の例あり。

都御魂刀此處よ。此刀名云佐士布都神亦名云甕布都神
とあり。然まば御刀の名をやがて神名と爲し流ありけ
り。姓氏録河内国雜姓よ。矢作連布都努志乃命之後也と
有。此氏人の名を稱徳天皇紀よ。寶龜元年四月癸卯正
八位矢作造辛圀賜姓宿禰。未經歲月皆復本姓とあり。河
内国人と聞えとあり。姓氏録是をり後よ撰とる録あり。神
名式よ。河内国若江郡よ。矢作神社あり。此氏人此祝言流
經津主神社ありべし。河内志よ。在八尾宮邑矢作槭樋西
北有長久年中圀宣今稱八幡と見
る。清和天皇紀貞觀二年七月此下ふ。進河内国從三位彌

加布都命神比古佐自布都命神階並加從二位とあるを
決く此社の神あり。前よ徵りハ一本よ依て從二位を正
て改め然るを此御名此社式河内国小見さまとも當
昔從二位を授奉給ふぞ加の神此官帳よ載げ流あり
は有まじられぬあり。師説よ。若くは枚岡四座の内よや
九段傳弓削連の下を見て知べし。ま若江郡弓削神社
を今布都大明神と云ふまど。彼社を河内国弓削氏祖
天日鷲翔矢命あるべき事も第四十九段の傳よ委く註るを見べし。はと式。壹岐嶋壹岐
郡よ。佐肆布都神社と云ふ二社あり。一社ハ新城村と云
村と云ふあり。まゑ石田郡よ。物部布都神社と云ふあり。
此も物部村といふよ。武甕槌之雄神。亦云健古事記ふ。
今在と或書ふ云り。

建御雷之男神と云。之雄也。古事記の之男は效牙れ也。字ハ書紀此字用格小效ひて武甕槌之雄と師云。甕槌御雷とも借字よて。美迦を伊迦ふ

通ふ言ふ也。そ此伊迦を嚴示。舒明天皇紀ふ。此云。重日極

天皇紀よ。此伊賀志御世。祝詞。まとい迦米志。伊迦志あど此

云。伊柯之比。源氏葵卷よ。よけくいうれひとふる心いでき

伊迦あり。又手習卷ふ。いゝきさるを人よ見せむと思

ひてれ。そ此美迦と通ふ例を遷却崇神祝詞ふ。即此神を。

健雷命と云。美迦豆知伊迦豆。まとい嚴きを美迦と云依

例え。仁徳天皇紀歌よ。瀨箇始報破利摩波椰摩智云。此

瀨箇始報を速待と云む枕詞よて。嚴しき湊の速きと云

意れあぐけあり。三日湊の説ひ。謂ゆ依天津甕星も嚴き

を云。惡神と云ひ。先誅と云。甕栗も嚴栗あり。上の甕速

日其外も神まとい人名よ甕と云は。皆此意と知べし。都知

は。上の野推神此下ふ云るが如し。雷字よ付て。意を思

健布都神。豐布都神。健豐ともよ稱言あり。布都の義上ふ

同じ。神名式よ。阿波国阿波郡。建布都神社あり。當国

よ。郡村と云り。在と云。牙也。

於是其天穗日命者。押別天出

八重雲而。天翔因翔而。見廻天

下而返事白出豐葦原出水穗

圀者晝者如狹蠅水沸夜者如

火瓮光神在石根木根立青水

沫亦言問而荒振圀也雖然鎮

平而於皇美麻命爲安圀平然

將令所知坐白而以己命生子

天夷鳥命亦云天副經津主神

健御雷出男神而天降遣而撥

平荒振神等圀作出大神亦媚

鎮而大八島圀現事顯事令事

避^{サラ}矣^キ。

此段を。出雲神賀詞を採て文を成せるが、其發端を於是
其と記起せるを。上は遣天穗日命則乃媚附大國主神而
至^テ三年不復奏矣と有を承とて。其は記傳よ。此天穗日命
此故事を考ふるふ。古事記書紀崇神祝詞とを。大旨同く
返事奏はるは趣あはる。神賀詞のみを。其趣甚異あはる。此
書紀の註者とちの論あきと。何ぞや。彼神賀ばかり師此
此古文を多し。等閑よ。此み見過されし。いと恨し。師此
祝詞考よ云。穗日命を。大名持神よ媚附て。三年よ至まで
復命申さばと。古事記書紀あざふと有を。此神賀詞よ如

此云乎はを。出雲國造が遠祖れる故よ。宜く云おせるよ
やと思ふ人も有。あむ。然るを非安。右此二記よ漏と依
傳事の。此詞よ遺れるれり。若二記よ見あはる如く。終よ返
事申さばと。天若日子よ亞と依罪も有。べきよ然を。何ら
て天神祖の詔よ。大名持命此祭を爲むと。穗日命と詔ひ
しは。よく彼神を媚和せし故あはる。今云。此の大詔命のこ
えよ。けて天よ復命して。終よ天夷鳥命。布都怒志命を天
降して。大なる功を成るめ。もたら天穗日命此思兼よを
れ也。と言れは。依ぞ。委考あり。依。今はと委く考ふるふ。
先初。此神よ天降し遣とく。次の天稚日子の如き。征

伐の御使よを非安て。神賀詞よ云ふ如く。あが此因に體
を見て。其狀に隨ひる。宜さはり謀はし米むとふぞ有る
むのし。其故を。彼天若日子を遣をちくふを。弓矢あぞ賜
ひし事あるを。此神よを然事も無まをあせ。若征伐あら
神を遣に所よぞ弓矢あどの事有べきにさふる。備ま
と建御雷神を降し給ふ処よも弓矢あど此はどれきを
其を既よ天若日子此処ふ出たまを。けて復奏あるひし
畧るること。もせとり然有べきあせ。は。三年も過て後の事れまを。古事記あどふを。其間甚久
ちく還給をぬ不どを言て。三年よ至まで待とる牙と
さで止ぬる者のごを思をれ奉せしあり。三年過るまで
も。此因よ坐しあまむはやく其不ども媚附てかおが
お和し給ひんむ故よ媚附てとを云るぬぬ。そを未返事
せぬ不ども其志趣知られさまバ。あ。不忠ぐごとぞ聞

えんむ。天若日子の事云牙の。此神亦不忠誠也と
ある。亦字を先れ穗日命を不忠誠として云へるあり。
即次の天若日子の事よ移れる故ふ。其後よ此穗日命の
復奏し給ひし事をむ紛のして傳牙脱せるぬゆほし。然
後よ雉名鳴女を遣はし時ふ。あ。天若日子此事を問あむ
る由のみ有て。此穗日命の。あ不久しく還らぬ所以を問
あむゆ事は見えげるを思牙を。其以前よ。既ふ返事申給
ひしあぞ知れとめ。と有也。今此説ふとりて。神賀詞の
押別天之八重雲而を。皇美麻命御天降れ處よ。排分天之
八重多那雲而稜威之道別道別而とのゆが如し。其は天
磐船よ乘發しんむ事を云も更あり。ぬを彼處よ云を見

げし。第百三十七段。○天翔國翔。古語の文りて。神武天皇卷よ。饒速日命乘天磐船而翔行大虚云くと有よ同じ。○天下は阿米能志多と訓て。高天原よ對へて。此國土をいふ古言あると既よいへ。況て此を上ふ天之八重雲を押別て天翔せ云て。かく天下を見廻と云予れ。本と。○の古言あはこと。殊不明。○の処を見るべし。○見廻とは。國體を見行し廻。○專と。○大國主神の状を見。○凡て荒び猛ぶ諸神の状をも見て。言向け服予お。○否を伺む給。○予はを云。○大國主神。○媚附て。○和し給へる功。○是よ。○此間二年。○は。○加。○を。○經。○た。○る。○こと。○上

小見とあが如し。○返事白久。○の返事白し。給予は。○雉此頓使有。○る。○を。○以。○前。○あ。○る。○は。○き。○あ。○と。○上。○よ。○師。○れ。○言。○ま。○あ。○は。○が。○如。○し。○然。○ま。○ど。○事。○の。○を。○こ。○び。○此。○然。○を。○記。○し。○狭。○蠅。○の。○と。○せ。○ハ。○既。○よ。○出。○と。○。○第。○四。○十。○三。○段。○の。○水。○沸。○ハ。○師。○云。○美。○那。○和。○伎。○と。○訓。○べ。○し。○水。○は。○借。○字。○よ。○て。○皆。○沸。○あ。○。○古。○事。○記。○よ。○惡。○神。○之。○音。○如。○狭。○蠅。○皆。○沸。○万。○物。○之。○妖。○悉。○發。○と。○有。○る。○よ。○て。○知。○は。○し。○。○火。○瓮。○光。○神。○石。○根。○木。○根。○立。○み。○あ。○上。○小。○出。○と。○。○第。○百。○六。○段。○の。○傳。○見。○る。○べ。○し。○。○青。○水。○沫。○を。○師。○云。○水。○沫。○ハ。○美。○那。○和。○と。○訓。○べ。○し。○水。○之。○阿。○和。○此。○乃。○阿。○の。○約。○。○那。○あ。○ま。○ぞ。○れ。○。○。○雖。○然。○鎮。○平。○而。○云。○く。○と。○白。○給。○予。○は。○。○二。○年。○は。○の。○め。○み。○大。○國。○主。○神。○を。○媚。○和。○し。○て。○重。○祓。○て。○天。○を。○め。○御。○使。○者。○を。○ら。○む。○時。

は詔命を諾ひ給ふべく約に置給へる故あり。然らば
如此の御言の有べくも非ざ。然れど次は。大國主神の速
ふ諾と白給する。加茂翁言は如くもはら天穗日命は
思兼よぞ依まゆぬ。○皇美麻命。おのゝ藝命を指て
白せぬ。非ざ。天照大御神の天日嗣知看の御子。天忍穗
耳命を白給へ。其は此時いまだ。藝命の生坐さぬ
頃あるを以て知はし。是をもて皇美麻命と申は御稱を
天忍穗耳命より次く大御神は天
日嗣を知看は天皇命の大御稱よて美麻とて御孫の義
よ非びといふ。予が説は空うらざる事をも辨ふべし。
○天夷鳥命。名義上よ註せ。第三十八段の神賀詞あり。
天夷鳥命爾。布都怒志命乎。副天とあゆを。古事記よは。天

鳥船神。副建御雷神。而とあり。是をもて。彼此同神ある事
を知べき由を。既に徴ふ委
く云。鳥船と云名の義は下よ云はし。第百十六段の
巴き。傳見るべし。 傳見るべし。
て二柱神。此神を副て。天降し遣せる事。此神も前よ。
天穗日命の返事。遅きを見と。天降し遣せぬ時。順其
父之事。而返言申さぬと有れ。父神と共く。媚附て。事
を謀り給へることを知はし。故に命よ代て副遣せぬあり。
○撥平荒振神等。八。經津主神。建御雷神。二柱の功あり。然
るを此よ。穗日命の功よ係と。聞ゆる。上よ云如く。
は。初媚和せる功。此大おまを。○因作之大神と
は。大國主神を申せ。出雲風土記よ。かく申。媚靜而。

媚和せるを元とめおて。靜とは彼大神也。終り杵築大社
 小鎮坐せゆまでを係ぢい牙ゆ。其在下文小令事避矣と
 云るもて知べし。○大八嶋圀現事顯事云く。前より大八島
 成せるは誤。現事ハ師言の如く。宇都志許登と訓み。顯事
 ありらば。阿羅波許登と訓べし。猶下よも同意ある事をかく状
 小。二抄重祢て云は。古文ハ常ル也。然るを祝詞考よ。現と
 如く強言あり。けりて大圀主神の大八嶋圀を造固免て
 大圀主と爲賜ひ。青人草を治免御坐せる現事ハ更あり。
 大八嶋圀をさす牙よ。皇美麻命よ。事避しめ奉り給へる由
 あり。それ避奉り給へ依趣ハ次の條よ見えと依るがぶ

五十百

し。せ

於是經津主神健御雷出男神

降到出雲圀伊多佐出小汀亦

伊那佐出小濱亦而拔十掬劍

而逆刺立浪穗而跌坐其劍前

テトロソノオホクニヌレノカミタマハクタクカミムスビノ
而。問其大國主神曰。高皇產靈

カミノミコトモチテトヒニツカハセリナガウシハ
神出命以而問使出。汝宇志波

ケルアシハラノナカツクニハアガミコノシラサム
祁流葦原中國者我御子所知

クニトコトヨサシタマヘリカレマツツカハシアレフタリヲ
國也。言依賜也。故先遣吾二神

テレムハラヒムケナガコロイカニムヤサリマツライナ
而令駟平。汝意何如。當避奉不

ヤトトロタマフトキニオホクニヌレノカミコタヘマヲシタタクウタカハ
乎。問出時。大國主神對白出。疑

シイマシフタバシラハアラジキタルニアガモトニカレジキ
出。汝二神者。非來吾處。故不須

ウナハタツアガスミカヲバナシアマツカミノミコノ
許唯吾住所者。如天神御子出。

アマツヒツギシロシメサムトダラルアマノ
天津日繼所知出。登陀琉天出

ミステテニソコツイハネミヤバシラフトシリ
御巢而於底津石根。宮柱太知。

ニタカマノハラヒギタカシリテヲサメタマハバ
於高天原。冰木高知而治賜則。

アハニモ、タラズヤソクマデカクリテサモラヒ
吾於百不足八十垧手隱而侍。

ナムトマラシタマロキ
焉白給矣。

伊多佐之小江。亦云伊那佐之小江。古事記ヲイナサ書

紀ハ伊多佐。但し字ヲ五十田。まゝ大名牟遲神の少毘

古那神ヲ逢給ひし處ニイ佐くとあり。但し字ヲ五十

凡て書紀ヨイセ云五十五と書れ同處あり。多々佐と那

ふ音。神名式ヨ出雲因出雲郡ヨ因佐神社あり。其處あり。

風土記小エ。伊奈佐乃社と書レ。風土記抄ヨ伊奈佐之濱

云外あり。此辺の浦を俗ヨいさ濱と云セあり。杵築大
社記ヨ因司帥中納言藤原家任日記セ云を引テ天仁二
年七月四日大木寄稻佐浦とあり。此濱あり。○伊那
神武天皇卷哥此伊那佐の山ニ大和丸リ。まゝ遠江因ヨ
も引佐郡あり。哥ヨいさ細江と。此ニ決テ稻背脛命
ト免ハ是あり。此等皆同名あり。此ニ決テ稻背脛命

を此時の謂ヨ依テ祭マるカ依ル。上ヨ引ク家任日記

示現ありし故事を記セ。依テ此神あるベシ。其師云伊那

佐ニ諾否此意アル。大因主神の諾否此答を問賜ひし處

あるから。負る名ヨ有む。仁賢天皇紀ヨ諾字を勢と訓

故これ云くとよめり。万葉十六ヨ否藻諾藻と免る
諾字も勢とも訓扱ベシ。宇と訓る。今世も宇と云

小同志く。稱唯といふ乎。式よ同郡此杵築大社の次
よ同じ乎と宇を通音あり。

ふ。同社大穴持伊那西波伎神社と云あ。はと天比奈等

理神社も同郡ふ。和加布都努志神社と云も。此神大園主神の御子よ。て此の

經津主神よ。小江とは。凡て小川小田小野あとも云小は

万葉よ。難波の小江あども詠て。必小さうらねぞ云。小

初瀬。小筑波あぞれ類。之れ稱辭の如し。其は本を細小き

を云言ふる。稱辭とめあまは。大と云て。稱美る方

大ろく。れど。不好方よ。毛れる如く。小も。不好方よ。もあり。ま

ま。と事よ。とりて。稱美る方よ。もあ。れ。細小き。由を云

今。世よ。も多し。け。て。此。時。大園主神を。かの。宇迦山の

山本の宮よ。住坐る。不ど。ふ。や。有。む。宇迦と伊那佐と同

郡あ。彼宮のこと。八。降。到。久。陀。理。都。伎。と。訓。べ

し。浪穂を。上。出。る。逆。刺。立。を。は。劔。を

鋒を。以。て。刺。も。れ。あ。は。よ。是。ハ。柄。此。方。を。刺。立。る。故。よ。逆。と

云。劔。前。ハ。師。云。鋒。あ。り。上。ふ。も。御。刀。前。あ。ど。何。り。延。佳

前。は。一。へ。と。訓。る。を。い。み。じ。き。非。あ。り。お。お。の。劔。鋒。よ。跌。坐。む

近。世。の。人。ハ。漢。籍。よ。込。於。ら。牙。坐。書。紀。よ。た。踞。其。鋒。端。と

は。是。を。さ。牙。よ。白。井。氏。あ。ど。其。前。ふ。踞。る。由。ふ。註。し。と

く。あ。○。跌。坐。は。師。云。阿。具。美。章。氏。と。訓。べ。し。打。知。阿。具。美。と

る。も。と。し。志。理。宇。多。牙。と。訓。る。を。叶。は。但。し。書。紀。此。踞。字

志。理。宇。多。牙。を。ハ。尻。打。奉。ふ。て。跣。を。地。よ。著。て。膝。を。立。て。臈

已然れむ書紀よ、踞、其鋒端とあるを、劔鋒よ腰字懸、神代坐を云、座よ、古事記よ、跌坐を、座とハ異あり、紀海神宮段よ、寛坐とあるを、然訓也、阿具美を、足を結、俗よ丈六かくと云坐、様あり、此を丈六の佛像より出と、阿受久美加久とも云り、阿受久美ハ足組よ、阿具美よ、たおし、跌字を佛書よも、結、跏趺坐と常よ云て、阿具美よ、當れ也、けて此阿具美居ふ二あ也、組よ、足は末を、膝下よ敷と、股上子擧て、跏を仰、て組とあ也、張て、左右の足、掌を合せても坐る、けて今此神の如此爲とるふを、皆天神は御使は、絶れて奇く、靈き威徳あるを、我示せる也、今云、此、処、古事記よて、鳥船神と建御雷神と二柱加、大國主神を媚和せ、座神あるよ、如此の、げを有へくも、非、此、多もても書紀よ、經津主神、武甕槌神、二神をある

が勝りて聞也、○其、大國主神とを、師云、只、此神の御名、我指て云とは、少り異よして、其、國の主と座神と云、意、云、る、れ、也、上、よ、須佐之男、大神は、詔よ、爲、大國主神、を、詔、言、は、も、同、じ、第、八、十、六、段、の、傳、見、べ、し、然、れ、む、其、を、云、は、も、あ、る、此、神、を、指、小、は、非、也、其、國、之、と、云、意、也、也、然、ら、ざ、ま、む、此、其、て、ふ、言、は、て、其、國、と、は、天、と、り、降、坐、る、時、此、處、あ、れ、む、凡、て、葦、原、中、國、を、指、也、也、次、の、詞、也、○高皇產靈神、之、命、以、而、古、事、記、よ、此、よ、も、天、照、大、御、神、高、木、神、之、命、以、と、あ、る、を、誤、也、也、高、木、神、高、皇、產、靈、神、其、を、汝、宇、志、波、祁、流、を、云、と、り、言、依、賜、也、を、云、ま、で、此、文、ふ、心、を、著、て、視、を、し、初、よ、天、照、大、御、神、の、御、詔、よ、豐

葦原水穗因之。我御子此可知因也。御言依賜へる詔命
を承て。全高皇産靈神の問賜へる御言亦依字や。故今を
神代紀正書よ。高皇産靈神と此み有。小依れ也。但し加
言はく此
天の神の御威勢を知しむる処あまむ。大御神の御名此
あるぞ。威勢ありて聞えむ。あど云人も有。あむ。然も
非。凡ていと高く尊きを。奥よ称へて。其御言を承て。
御前の事。執る人の使者よ。言せ。さむ。む。其。殊。其。奥。あ
流。貴人。此。高く尊く。恐まる。さ。御言。ぞ。言。し。め。と
あ。ら。む。人。の。使。者。よ。天。皇。命。の。御。心。ぞ。御。言。ぞ。と。言。し。め。と
る。也。此。を。あ。く。尊。く。聞。也。依。を。も。思。合。委。信。し。○問使之也。師云登比爾都加波世
理と訓べし。漢籍讀ふ此み耳。此ま於る心。亦は。如是讀む
をば。何。せ。り。や。志。ぎ。け。あ。死。ぐ。如。く。思。ふ。人。も。有。免。れ。ど。御
因語也。上代も中昔も今世も。加く云ぞ。定格亦依。事記よ

を遣はし。使字を。通はし。書る例上よ。本都加布
也。都加波須と。延と。ると。切。あ。依。と。の。差。此。み。あ。て。同。言
あり。未。と。都。加。比。は。都。加。布。を。賦。言。ふ。倭。建。命。段。よ。擊。遣。と
れ。し。あ。る。ふ。て。是。も。本。同。言。あ。る。ま。や。○宇志波那
も平遣とも。何。依。同。じ。語。於。の。ひ。れ。也。之。字。は。如。此。様。ふ。語
也。絶。依。處。よ。助。字。よ。置。依。こ。と。常。多。し。上。ふ。恐。之。あ。ど。何
依。類。あ。也。今。云。予。が。此。成。文。よ。も。此。格。よ。倭。ひ。○宇志波那
流也。師云。主として。其。處。を。我。物。と。領。居。依。を。云。あ。て。し。天
皇。此。天。下。所。知。食。こ。と。あ。ぎ。ま。宇。志。波。伎。坐。を。申。せ。る。例。也。
さら。よ。無。ま。む。似。あ。依。事。れ。の。ら。所。知。看。あ。ど。く。云。也。は。差
別。あ。依。事。と。聞。え。と。也。言。の。意。は。師。を。主。張。れ。り。古。言。よ。振
を。久。と。云。あ。有。ま。張。を。波。久。と。云。あ。り。也。云。れ。き。是。も
さ。る。説。あ。ま。ど。あ。不。張。ま。波。久。也。云。依。例。れ。れ。バ。い。か。

波久は刀を佩く。杵を著く。如ど此波久と同くて。身も著て持意あらむ。取といもと手も持こせあるふ。今世おあど云も。此の波。ちて此言万葉五ふ。宇奈原能邊爾母奧爾母神。豆麻利。宇志播吉伊麻須。諸能大御神等云く。六。住吉乃荒人神。船舶爾牛吐賜云く。九。此山乎牛掃神之云く。此山とを筑波。十七。須賣加未能。宇之波伎伊麻須。爾比可波能。多知夜麻爾云く。十九。墨吉之吾大御神。船乃倍爾。宇之波伎座あぢもあ。此万葉の牛吐牛掃あど。云よ足らぬ強。崇神祝詞よ。山川能清地爾遷出坐氏吾地。言どもあり。止宇須波伎坐世止云くとあるも。須と志を通音ふて同。

言れ。我御子の上よ。天照大御神之御詔と云語を加て意得。彼大御神に御詔を承て。高皇產靈神の詔ひ。令とる御言。我演る處あぢあめ。故先云くは二柱神。御自れ御言あ。令駈平とは。うの荒振邪鬼どもを駈平あ給ふ由れ。御語れ意を總て云は。吾二神は高皇產靈神の命以て問の御使よ來。さゆを汝が領居る葦原中。天照大御神に大詔命ふ。我御子れ知さむ。因と言依賜へまば。吾二神まお降。因中の惡神等を駈平とせれ。汝意い。御詔のはよく。此因を皇美麻命よ避奉む。や否と問給。疑之云くは二柱神。

此言よ。高皇產靈神の御使と云を。然よは非じ。吾處よ來
まゝふは有まじと疑しく所思ひ由お也。其由を下ふ○
不須許を延宇辨那波自と訓べし。良自と訓るを語勢よ
抑大圀主神此御圀を經營固めて。宇志波伎坐せ
ゆ事本は上よも往く云る如く。先々の青海原渚之八百
重圀土をしめ。伊邪那伎大神の御依しれ隨よ。須佐之
男大神の普く所知看て。造固免給ふほき謂おほふ。此謂
とは第二十九段三十段六十五段おど此傳よ註るを見
て知べし。ちて青海原渚之八百重を圀土全を云語お
ふ由も第二十九段はと別よ幽き由縁あてて豫美都圀
牙往坐さてを得有られま。此由縁のこと名第三十段入坐
段此傳よ委く云へり也。

むとは爲給ふ物うら。天上よ參昇りて天照大御神と御
誓の間よ。男御子生給ひて。大御神此其を此御圀所知看
ほき日嗣御子と定給へる後お。此圀土よ降坐るぐ。此等
と名第三十四段三十五段六十四段。然にぐふ伊邪那伎
おど此傳よ。委く云るを見て知べし。然にぐふ伊邪那伎
大神の此圀土を所知看せと詔する御依しを畏ほして。
天避立極み巡見給ひ。御圀の地よ歸給へゆ後も。豫美都
圀牙直よを往坐さび。御子神とちを見立て。圀作しめ。大
圀主神生坐して後お思欲ひまふく。根圀よ入坐也。此
のこと。も第六十五段より第七十九段。斯て大圀主神豫
段までお往く云るを合考すて知べし。斯て大圀主神豫
美都圀よ往坐て後お。全須佐之男大神の御靈威を受給

ひて。彼大神此御靈璽の御寶ども。取持て出給へる時ふ。
大神。豫母都平坂まで追到まして。其を以て。汝が庶兄弟
ども。汝追撥ひて。爲大圀主神。亦爲宇都志圀玉神と詔へ
此等のあとくも。第八十三段より。第八十
六段まで此傳よ註へるを見て知れし。 けて此御言
此意を彼段ふ註る如く。此圀を經營り。功業を成竟て。大
圀主とれ也。然して後。顯圀を治むる現事。汝皇美麻
命よ避奉りて。終よ其顯圀の圀魂神と爲れ也。詔へる
義あり。此事第八十六段此傳よ委く然れ也。大圀主神の。
此圀土作堅給。予は事を。須佐之男大神此御功業を受嗣
ぎ給へる。ふて言もて行れば。圀生坐る二柱大神よ。天皇

祖神とち此最初よ依給。予る業を果し給。予るあめなり也。
此御依しの事委く。第五段第十段第十八段。第三十一段。れど此傳よ註るを見て知べし。故お此大
八嶋圀。まよ其顯事を。皇美麻命よ避奉りて。己命を幽事
所知看べ。お義と云。こや。は須佐之男神此御語よとて。
大圀主神の。固より熟悟也。居給へる事。小れも有ら。其
を下此御言よ。吾住所を。云く。志て治賜は。吾を八十
垺手。小隱也。侍を。むと詔へ。ゆと。右此須佐之男大神此
御言と。汝照し考へて。知られと也。
あや言を。其嫡后須
世理毘賣命ハ。やがて
彼三女神あるを。天照大御神の前よ。須佐之男命よ。授ひ
て。天降し賜ふ時。汝三神を。道中お降りて。皇美麻命を
助奉。まよ詔へ。ゆ。お。後。皇美麻命を。天降し賜ふ御心
ある事。を。知。看。せ。む。此。女神を。嫡妻と。爲。給。ふ。大。圀。主。神。の。

此の御言はしも。意は餘あまど古文に大らうよ言足ら
で。ける御心は見え難おはを熟視て熟思す。文外に餘
意言にて甚も嚴重れる御言の意を畏れど。今委く顯
し申さぞ。阿那加麻靜まゆてと。汝等我が許子の御使お
すこと云こと甚疑いし。然るをまぢ我をし何せう思ふ。因
生坐は二柱大神はと須佐之男大神の御功業を承嗣ぎ。
天皇祖神との。此因を修固成せとれ詔命を果し。此因
を悉く作堅免て。邪鬼戎も撥平け。天皇祖の愛しみ賜ふ
青人草也。世よ經る便とあるばき事をら種々始免て。四
方の外國をけりお敷の子等を班ち遣わし。我が和魂自

いもき渡りも志て。恩頼を蒙らしめ。大造上績を成竟て。
かく大因主とありぬる事を。天皇祖のいせとく所知看
おとごも。然はよ汝等。そは御使ある由を稱へども。天皇
祖よ。我が功績を勞問賜ふ御詔もれく。唯よ誇り健ひ
て。ける禮おき状よ。威勢を示せむと。此を我はと畏み
あむや。信ふ高皇產靈神の。我よ救ふ御命あらむ。慙懃よ
勞賜ふ詔命の無ては得有はじき物ぞ。然まば汝等と。我
許子來たる御使を非じ。他いやし。此神の許へ來れる
が。所を誤りて此よ來たるよ。おそ。故そは言こをば。須許
はじ。と詔子は意おす。穴かしこ。但し。おそ。餘意を添ふこ
との。過と。りと思ふ人も

有あむら。然まど前の條くよ見えとる事の趣まど次段よ。高皇產靈神は勅ふ汝之所言。澁有、其理と詔ひて、更よ條くして勅教はせる事どもを熟く誦味ふよ。右ふ云どとき意む牙の御語あはこせまど更よ疑ふきま也。

○唯おれ下よ。信高皇產靈神之勅我御言則と云語を加

牙て意得べし。さらでを其意。○住所を須美加を訓べし。

所字即加。○天神御子ハ文武天皇紀の詔曰よ。天都神乃の意なり。

御子とあるよ從じて訓べし。天神とは凡て高天原を依

神を申は中り。此をもはら天照大御神を指奉るなり。高

原ある神を凡て天神と申は由。ちて師説の如く。天忍穗

耳命ハ其御子ふ坐くば。本をゆれ事よて。此次くおを御

孫ある瀨く藝命をもはと鵜草葺不合命をも。神武天皇

をも。みお天神御子と申せ也。子とは子孫末くまでよ。ち

て如此申はれ大凡の罔神と同等からざ依由よ。事を分

多尊奉依御稱あ也。天忍穗耳命。返く藝命を天りて生坐

御子と申るを。穗く出見命より。天神とこそ申はへきをを

申あらはしと依御名を上へも回して語り傳とるあり。

そまも天照大御神の御子と申は意よある。然れど達ふ

ことれし。然れど天神ハ御子ぞ申は本の意を此罔よて

生坐る天神の御ちて御く代く。此天皇命をも。ちり申奉

依こそを。其高御座を。天照大御神の依賜へる御座ある

故ふ。其よ位をを御末あがらよ。御く代く天神御子とを

申奉るあ也。此は其御座お位。是は即大御神。然まバ此御

稱を。天地此際よ。己が天皇命一柱り限じて申は御稱ふ

亦む有る。然るも漢土の酋長らぐ世々天子と称ふ
を。即ち日れおとよて、其神を天神と云べきを、其坐所をも
て、唯も天子を云ふまじ、此称やうて、天神之御子と称は
る。義異あらば、此を何と云ふ。酋長の称初るを考
る。彼、罔籍帝王世紀を云物よ、帝王之称、天子、自炎帝始
也。とあり、炎帝とは謂ゆる神農がことあり、然るに、此者
の称、初おるを世々の酋長もまねひとる。外、罔籍を造、堅
此をいひ、心を得て、学びとらむと考ゆ。いと上代、大
名持、少毘古那神を始、神等の渡りて、外、罔籍を造、堅
成、給へ、罔籍と聞ゆまじ、本を決く、言語も通ひ、む故、小、天
皇命、此御事を、天神之御子と申は、御称を、彼、罔籍も申し
傳へて、其字、神農が何の辨、もあ、一、罔籍も領居る者、
さも云へ、ま事と非心得して、其、罔籍もて、天子とを称、
みこそ、い、み、じ、き、僭称あらじや、外、罔籍の酋長を、何の
至、罔籍りて、天子とを云べき、曾て、其、謂、あ、き、事、あ、る、故、よ、
彼、罔籍の古書も、あ、る、稱、は、證、を、さ、ら、し、無、ぞ、り、し、白、虎、
通と云書、小、所以、称、天子、者、何、王、者、父、天、母、地、為、天、之、子、也、
といひ、援、神、契、といふ、物、よ、天、覆、地、載、謂、之、天、子、あ、と、罔、
ぞ、強、説、あり、然る、も、し、此、等、の、説、は、如、く、を、鳥、獸、草、木、活

とし、活るもの、生とし、生るもの、尽く、天を父とし、地を母
とせし、天を覆ひ、地を載せ、物に無れ、凡て、天子を云て
可から、罔籍や、然れ、彼、罔籍、天子と云、稱、は、も、
を、天神之御子と申、罔籍、此、聞、え、と、り、し、を、偷、み、稱、する
あ、と、疑、ふ、し、も、し、然、ら、ま、と、せ、
る、然、る、を、俗、の、漢、学、ま、る、輩、あ、ど、返、ら、ま、
申、
云、も、有、る、
天子と云、眞、天子、此、御、民、と、有、あ、
さ、よ、既、小、親、王、此、御、子、を、王、と、申、
し、と、云、
思、ふ、
き、
○天津日嗣師云、万葉歌、
此、
を、
騰、
書、
漢、

よて天子と称ふ者の位此ら予は用ふる字を
書るを凡てこあアツヒツギとをめり。けて此御
位を嗣給ふべき儲け皇子哉。日嗣御子を申し奉るあり。
皇太子の加くて右の意を必動くはじく。誰も然思定然
て有ぬべき物あまど。今此段よ就て。別よ今一の考あり。
繼は借給よて。天津日大御神の給寄し賜ふ物を受納知
看はと。天津日繼所知とを申し。給寄賜物とは即天下
此百姓の奉進る。諸の御都岐物よて。是即天照日大御神
此天皇よ給寄し賜ふ物あり。みおぎ物を平兼盛集の哥
て御都岐物此都岐も供給の意あり。今俗言よ人よ物
を美都具といひ。まよ物を都く久流と云も本同じ。さて
給とを上とる人より下ふる者よ賜ふよ限れる如く思
ふ然まをさよ非安下より上牙奉るよもいふ故朝廷ふ

奉進るをも美都。けて其種く物の中よを稻を主とせ也。
岐とを云あり。其は書紀よ。天照大御神此勅曰よ。以吾天原所御齋庭之
穗亦當御於吾兒と見え。大嘗會中臣壽詞小。天津御膳遠
長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穂遠平介久安介
久由庭仁所知。食止事依志奉氏。天降坐云くとあると。大
殿祭詞よ。此乃天津高御座爾坐氏。天津日嗣乎。万千秋乃
長秋爾。大八洲豊葦原。瑞穂固乎。安固止平。氣久所知。食止
言寄奉賜比氏。とあるとを合せ考す。日給の意を思ふ
也。万千秋云くは。もをら稻よ係て云る由を。前よ委く
解る。全天照大御神の給寄し賜ふ。大八洲固此稻穂を。
万千秋よ所知。食と此意あり。加此中臣壽詞を。大嘗よ於

きて申は故よ。由庭仁所知食といひ。大殿祭を天下知看
ひ。凡ての御上ふて申は故よ。瑞穂、因乎所知食と云る。共
よ。其指物を同。稻穂よて。其中小主とし首をひるを。齋庭
此穂あり。故書紀ふ。彼勅ふを主せし首と云。齋庭之穂
を詔ひ寄して。其中は。天下の百姓此奉貢る。前よも云る
稻まよ種く。此御調物もみお兼含みたり。 前よも云る
如く。皇御因を。稻よ殊おは。深き所由は。右此如く大
御神の嚴重き大詔も坐て。後世よ至るは。でめ。万の政此
有る。ぐ中ふも。大嘗を又。れき大事と志給ふも。れぞ。然ま
は。天津日繼知食と申せむ。即天下知食は。御事ふも。おれ
依れゆけ。天津日繼とのみ云て。所知食といは。れまよ
て。や。後よ所知食と云。こをを。畧けるもの。此事ハ。あ
ち疑をし。但し古事記よハ。此言四処よ見え。とる。皆知所
と。何。けて今此よ。登陀流云く。子連きとる。む。下ふ云ふ如
巴。

く。御膳の事よを。れく。ば。即彼日。大御神の。給寄し。賜ふ。稻
以て。炊く。御膳を。所知食む。其。天之。御巢と云。意よ云る。れ
巴。若。あ。夫。下。知食は。御位のお。や。せむ。此。小。を。必。し。も
用。あ。き。言。あり。あ。よ。天。神。御。子。之。登。陀。琉。云。く。と。此。み
云。て。何。り。○登。陀。琉。天。之。御。巢。ハ。師。云。此。は。あ。御。殿。を。云
ゆ。や。と。前。よ。を。思。ひ。し。う。と。も。然。よ。を。非。交。下。よ。同。言。の。何
ゆ。よ。疑。烟。此。こ。を。を。云。る。よ。就。て。熟。思。ふ。り。此。を。御。庖。厨。此
竈。所。の。上。乃。炊。烟。此。發。騰。る。處。を。云。ふ。り。御。庖。厨。ハ。俗。よ。其
構。を。上。代。此。は。如何。よ。有。ら。む。知。難。ら。ま。と。御。巢。と。何。る。ふ
付。て。推。て。心。見。ふ。云。は。あ。烟。を。出。さ。む。爲。よ。竈。所。此。上。此。屋
を。い。さ。く。ら。ば。の。巴。尊。遺。して。窓。の。如。く。開。と。依。所。あ。巴。し

ふや。儲其處ハ蘆薈の露れとまむ。簀ある故よ。御簀と云
云。巢を借字あり。凡て竹あとを編れらべて。間のほと
透るる物を簀と云。簾れども其意此名あり。はと
天のと云を。今世よ竈上の炊烟此か。依處を阿麻と云
は其ふや。尼の音此如。體源抄よ。昔日吉行幸此時よ。鞆鼓
の筒を社頭よて失ひて。二十餘年を経と巴々依後ふ。大
津此邊ふて。是を求出と依事を云る處よ。阿麻と云物
ちし上て有れぬ。凝烟をみとめぬまども。少く不損
おと云。まとの例の格此。天之。ちて登陀琉をいぞ。心
得難きを例此強て云ば。富足の意あらむ。富を美を畧
其故を。先古も今も人此家此富ることよ。炊烟の繁く

起由を云ひ。貧きおとよ。炊烟の發ぬ由を云こと。仁德
天皇卷よ。於囿中烟不發。囿皆貧窮云。於囿滿烟。故爲人
民富。おどあゆぐ如く。炊烟此稠く發こぞ。茂祝て。
やぐて富足と云効はしけむ。然まむ此。炊烟の繁く立
登流。天之御巢と云こぞあらむ。上代よ。此炊烟此騰
ふ。然富足てふ祝言も有り。まと今。應神天皇此御歌よ。毛
此ふも。其事を主と云る。炊烟は。應神天皇此御歌よ。毛
毛知陀流夜。邇波母美由。とある。知陀流を。此の登陀流と
同くて。おを富を切絶て知を云あらむ。百千足此意。然ま
ば繁く烟の發騰る。百の家庭此所見る由あり。まよ。烟の
見とるひて。富足れ。と。はと大殿祭祝詞よ。此乃敷坐
も不心とせむも同じ。はと大殿祭祝詞よ。此乃敷坐

大宮地底津磐根乃極美下津綱根波府虫能禍無久高天
原波青雲乃靄久極美天之血垂飛鳥乃禍無久とある。血
垂も同じ。但し此をやがて彼烟の騰る処此名よして云
陀流天之御巢と云を抄ぐめて飛鳥乃禍とは此血垂の
處を屋を葺遺して開と依故よ。虚空高く飛鳥也。或を毒
物糸はま何よまれ。昨持來まとは糞おどふまれ。竈上お
墜しおどはる事の有むを云あるはし。祝詞考の此血垂
誤れ。はと神武天皇紀ふ細予千足国とある千足も同じ
事よて炊烟の繁く起て富足国お也。彼毛く知陀流云く
合はべし。細戈を枕詞よて玉鉾之御路と此等を思ひ竝
云と同くて知てふ言ふかくるれこあり。

はて考ふる。今云久老が日本紀哥解よ。彼毛く知陀流
云て万葉十一よ。難波人葦火燒屋之酢四手雖有せあり。
須志の約り志あるを知よ轉しよる言あり。まよ此知を
登よ轉して登陀流天之新巢之疑烟之云くと云。ちて今
るを事もあく通ゆる如くおまよと却て物と布し。ちて今
大因主神の己命は御舎の構をかくれ如く乞ふるふは。
專御膳此事よおまよてお依故よ。其御廚の構をしも乞給
ふお也。下文よ。櫛八玉神御膳夫。然れを天津日繼所知と
あるも。彼日給は稻もて炊き料理る御膳を所聞食は。其
御廚の如くふ。と云意よ連は依おと明多し。天慶六年日
大鷦鷯天皇師輔公哥よ。大鷦鷯須女羅賀与く利多津氣
敷里阿麻能比都幾仁。裳江万散留賀奈。これよ烟お天之
日嗣のこを詠とる。何よはま右ふ云る日嗣の考よ由
おは扱うら合へる。何よはま右ふ云る日嗣の考よ由

巴。はと其御厨の中よも。彼炊烟の騰る處を重くはる故
よ。分て天之御巢を云ふ也。さて殊よ天神御子之御巢の
如くおと乞白し給ふを思へ
む其構の状必凡人此家のは異あること有るはし
まと垂仁天皇卷よも此出雲大神の御諭言ふ修理我宮
如天皇此御舎者御子必眞事登波牟とあり此段
と合せて思ふよ必深き所以ある事あるべし。○治賜
則治と云ふとの意を。上よ治吾前則とほし處よ註る
が如し。第九十五段此。○百不足を。百不足は八十と連け
る發語也。下よ引く歌ども残見て知るし。まよ百足
百足らば樽まよ五十榎あぞぬ連けと
めり委くを冠辞考を見て知るべし。○八十垵手師説
ふ垵を隈也。古事記よは多く此字を書也。垵字よ久麻
を見えぬ。尔雅ふ林外謂之垵とあることまらの意をり久
麻よ用る。中卷よ垵とも作り。垵字よも久麻此意を見

えは若を同字よ此方よて土偏
石偏を加子よるふを非る。書紀よ百不足之八十隈
を書て隈此謂矩磨塗とほ也。あぬ泥字を子の假名とし
て訓むハ非あり。テ此假字
也。手也道也。氏と知をを。万葉よ道之永手と多くよ久
保と道之長乳齒神と申は御名とを合せて。永手は永道
あるまをを知也。まよ此の手も道也。保とを曉るべし。
万葉一よ川隈之八十阿不落。一。此道之八十隈每十三
ふ道前八十阿每。あども見ゆとあ也。あ不此下よ此の文
意を解れよる説あ
れど精うらぬ説れまむ採用ひ。○隱而ハ顯世を去て。幽
び其下よ云を見て知べし。海島ふ隱居し給ふを云ふと。其を八十垵手よ
せは詔へり。然保は八十垵手とは何處を其許と指定む

依處亦く云る語よて後遂よ上件乞白し給子依宮よ鎮
坐し扱くも其御形を顯せ給えび何處よ坐とも
人よ知られ交隱坐まひ狀を詔子依形容言れ也師說ふ
手八十と多くの隈く交經行て甚遠き処と云るりて
其心ざし給ふ処を即黄泉國あり抑此神を須佐之男大
神の御子孫と坐て中ごろ一とび其大神の坐交黄泉國
よ往坐しよ依て大ある功を多て天下を經營とるへり
しこと上此殺くよ見えとるが如くよて今此御國を天
神御子よ避奉てまよ終よ其國よ隱坐こと濃き理ある
うもと言れ其を万葉三よ百不足八十隈路爾手向爲者
しを違へ也隈路を今本よ隅坂
過去人爾蓋相牟鴨とを交依歌の也とあるを誤あり今
は岡部翁まよ久老説よ此を人此死交依を悼みて詠る
をりて改めて引とり

知られぬを八十の隈路よ手向を爲ては逢ふこぞも有
あむうと云依あ也此歌り依て八十隈手て多言の狀を
知れし記傳ふも此哥を引て殊よ此よ由あり八十隈路
路を伊邪那岐大神まよ大國主神を前よ往來し給へれ
ど八十と隈路の有は思えまよ書紀よ海宮よ
往路此こぞを雖隔八重之隈と海神の詔子ること
一義よ云人もあれど八十と八重を言義いよ異あ
也さるを八十や八十伴緒八十島あど此類よあふ
敷の多きをいひ八重を八重疊八重棚雲あどの類よ
重ある敷れ多きを云あれれ混ふぼらび夜見國り往
坐むとの御言あらば隔於八重之隈路而隱侍焉あぞこ
そ白し給ふ也○侍焉を佐母良比那牟と訓べし佐母良
布を佐は眞此意母良布は母流を延と依言よて母流と
は何事よまき心を扱けて伺ひ居る哉云こぞある由也

上ノ師説を擧て既ニ註テ。第五十七段令大宮能賣命、侍其御前とある所の傳見、
 して、けりて今此神の如是白し給ふを。上件の如く御、
 らひ坐さば、我を八十垵手ニ隱とほ如く。顯世をぞ御命、
 此はふく、避奉て。隱れあのらも。あふ天神御子此御前、
 子伺候居る心ば、予よて。幽世と守衛奉らむ不びを御、
 命ニ隨ひ奉らじと此意也。但し此は幽事治むとハ詔、
 事あまむ。其事をも心ニ含み。まと唯小威勢をもて、推取、
 むとあてを假令天神此詔命小あま其理を申さび、
 むげハ避奉らじと云意をも含みること上疑之云、
 云と申し給する御言を立返り思ひ合せて辨ふべし。穴、
 畏この大神を益く受嗣賜をりて。大國主とあり給へる神、
 大御稜威を益く受嗣賜をりて。大國主とあり給へる神、
 よし坐む其御稜威を震起し給むは、彼大神より、
 給ふまじきこと申は、更あり然れば、此時も御使ふ

於、是、經、津、主、神、還、昇、而、報、告、出、
 コ、ニ、ツ、ヌ、レ、ノ、カ、ミ、カ、ヘ、リ、ノ、ボ、リ、テ、マ、ラ、レ、タ、マ、フ

來坐る神とちとく其理、字聞取、まして、産靈大神より白し、
 給ひ、産靈大神、し、も、稟、然、る、あ、と、御、諾、ひ、ま、し、を、白、し、給、
 予、亦、し、勝、り、て、厚、く、御、あ、ま、ら、ひ、坐、お、ま、バ、こ、そ、事、無、り、お、
 ま、も、し、諾、ひ、給、え、ざ、ら、ま、し、ク、バ、何、あ、る、大、枉、事、を、引、出、
 ば、無、上、至、等、天、照、大、御、神、也、須、佐、之、男、大、神、の、御、荒、ひ、坐、し、り、
 八、百、万、神、の、功、徳、も、み、あ、止、て、高、皇、産、靈、神、さ、予、よ、千、ぢ、よ、
 御、心、を、苦、し、免、給、へ、る、御、有、狀、あ、り、し、よ、思、ひ、合、せ、て、此、段、
 を、も、想、像、し、穴、の、
 正、奉、る、
 志、あ、

時、高、皇、産、靈、神、乃、還、遣、二、柱、神、
 ト、キ、ニ、タ、カ、ミ、ム、ス、ビ、ノ、カ、ミ、ス、ナ、ハ、チ、カ、ヘ、シ、ツ、カ、ハ、シ、フ、タ、バ、シ、ラ、ノ、カ、ミ、ヲ

而。敕大國主神曰。今聞汝出所

言。深有其理。故更條條而敕出。

夫汝出所治出現事者。宜吾皇

美麻命治。汝者可治神事。又汝

出應住百千足天日隅宮者。今

當供造。其宮造出制者。乃縱橫。

以御量千尋栲繩百結。八十

結。而下而。柱則高太。板則廣厚。

將田供佃。又為汝出往來遊海。

出具。高橋及天鳥船。亦將供造。

ニ アメノヤスノカハモ ツクリウチハシラマタ ソナヘツクリモ、
 於天安河亦造打橋又供造百
ヤ ソヌヒノ シラタテラマタ ム ナサイマシノ マツ
 八十縫出白楯又當主汝出祭
リヲモノハアミノホ ヒノミコトナリトノラシメタマフトキニオホ
 祀者天穗日命也令詔出時大
クニヌレノカミマラシタハクアマツカミノ ミサトシネモコロナルラ
 国主神白曰天神出救教慇懃
カクシモイカデミコトヲソムキマツラムアガコ ヤヘコト
 如此敢不從命乎吾兒八重言

シロヌレノカミシ トリノアソビスナドリテ アリミツ
 代主神爲鳥遊漁而在三津出
サキニイマトロテソレニ ムトカヘリゴトマラサマラシテ ニクマヌノ
 碕今問出當報命白而以熊野
モロタ ブネ マタノナハ アニノセツカヒビトイナセ ハギノ
 諸手船亦名天載使者稻背脛
ミコトヲ アマノトリノフネノツカハシテ ヲアマツカミノミコトノリ
 命天鳥船遣而以天神出救致
コトシロヌレノカミニテ トハシメタマヒカヘリゴトマラサムコトバラキ
 言代主神而令問報命出辭矣

於是ハ。前條ある大因主神の御言を。一柱神の聞して。實然る理也。めと所思せる意は。予多含めて見るべし。然ら還昇。とるふ。けりて還昇と云ふ。を。經津主神の御名。此み有まど。一柱とも。小昇らせ。ゆこと。下。小還遣。一柱神を。あるふて。知ら。ゆ。○報告。火ハ。麻。袁。志。多。麻。布。と訓べし。上。件。大因主神の白し。給。予。ゆ。事。を。天。神。よ。報。告。あ。る。ふ。あ。り。○淡有。其。理。也。麻。許。登。爾。其。伊。波。禮。阿。理。と訓べし。字。此。ま。く。よ。訓。む。を。漢。籍。読。あり。けりて。此の御教。よ。依。れ。を。産。靈。神。も。大。因。主。神。小。然。ば。う。正。好。し。た。意。あ。り。と。を。固。と。正。知。看。け。り。正。乃。ゆ。故。初。よ。天。穗。日。命。を。遣。し。給。ふ。よ。り。一。柱。神。を。遣。し。給。ふ。ま。で。

も。其。御。意。の。見。え。給。ふ。こ。と。也。外。因。籍。の。こ。読。あ。り。て。古。等。小。尊。し。と。云。る。者。ど。め。此。他。の。心。字。底。ま。で。も。見。通。は。物。此。如。く。ま。と。未。然。此。事。を。も。知。る。物。と。立。と。る。妄。説。よ。う。ち。感。ひ。て。神。を。彼。等。よ。及。ぶ。あ。げ。や。思。ふ。ら。む。宗。小。師。説。の。如。く。神。を。彼。等。と。い。い。と。く。趣。此。異。あ。る。こ。と。を。眞。此。古。意。を。得。と。ら。む。人。を。と。○條。ハ。袁。遲。袁。遲。を。訓。べ。し。下。小。凡。て。七。條。此。教。教。あ。ゆ。を。云。○汝。所。治。之。現。事。と。を。顯。事。と。云。す。同。く。此。大。神。此。大。八。嶋。因。を。經。營。固。め。て。大。因。主。神。を。あ。め。は。し。世。を。治。め。坐。る。方。此。御。政。事。を。云。其。を。下。よ。謂。ゆ。る。神。事。小。對。予。て。現。き。事。あ。ま。り。也。○我。皇。美。麻。命。大。を。高。皇。產。靈。神。の。御。言。也。ら。天。照。大。御。神。の。詔。を。受。て。救。ふ。處。あ。ゆ。故。小。加。く。詔。予。め。ま。と。唯。よ。親。て。詔。予。る。○汝。者。可。治。御。言。と。見。む。も。惡。う。ら。じ。○汝。者。可。治。

神事と云。日本紀纂疏。神事則冥府之事。非祭祀牲幣之禮也。言依が如くふて。幽事と云ふ同じ。口訣。神事謂奉神之祭祀也。

とあるをいみ。あ不現事神事。此をせは。下よ委く註をむ。じき誤あり。第百二十三段。

○百千足ハ。本よ五十五足とあるを真竜の傳見るべし。説小依て。前ふた五ハ衍よて。十足の誤と為ちるを。今を訂正本よ五十五ハ。衍よは百千此誤乎。せ云依考よとりて改免於。

毛。知陀流を訓読し。前段の師説ふ引とる。應神はて毛。くを百此義。天皇此御哥よ見えとり。

ふ非安諸の意あり。知陀流を前よ登陀流とあるよ同く。

富足此意外也。委くは應神天皇卷御歌ふ百。知陀流と

何依處よ註せる。師説を見て知読し。○天日隅宮ハ。師言

ふ昔より比須美能宮と訓る。師説よ大因主神の隱退き

給へ依意よて。比曾麻理乃宮あてと云れし。是もける説

あまども。出雲風土記よ。日栖とあるを合せて思ふ。比

須乃宮を訓べし。偶字須と云とせ。さて比須と御巢と相

近らまむ。是若くは御巢と同じ也。や有む。日隅宮の解

とあむを云る舊説ハ。例を言ましは然説ふて。前條よ乞

白し給。予依宮の事を詔へるあれ。誠よ日隅宮を御巢

宮とふことあり。○今當供造とは。前ふ乞白し給へ

依を諾はして。今供造せむと教。予依あて。○制を舊く能

理とも。加多知とも訓來。あまども。佐麻と訓べし。○縦横御

量。大れとて結下而を云まで。出雲風土記よ。神魂命の

詔よ。五十足天日栖宮之縱橫御量千尋。拷繩持而百結。八十結。下而此天御量持而所造天下大神之宮造奉と
あゆと書紀と字合せて。文を成せるおと既よ云云也。此
此徴見。天御量とは大殿祭詞小。以天津御量氏皇御孫之
命乃御殿乎。今奥山乃大峽小峽尔立留木乎。云々伐採
云々。齋柱立氏皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造奉
仕禮留云々。也有小同く。天神の定免給へ依度量を云ふ。
前小を其宮の縦横の量を云ふ。此は皇産靈大神の定免
らむと思ひしうど。然もハ非也。給予依度量を以て。今古此日栖宮を造營を免給へる事
を言ふ也。此事委く皇國度量考。○千尋拷繩千尋は。
小云り。就て見るべし。

多し繩の長さを云。拷繩を師説此如く。拷木の皮以て索
依繩あり。拷の事。第四十八段。白和幣。下委く註り。
まに冠辞考。拷衾。拷角。拷繩。などの條をも見る
べし。此繩上代も。昔く何小も用以扱と思はく。古書よ
多く見えたり。下百二十五段。櫛八玉。神の祝詞も見え
千尋。尔母何等あり。万葉も。拷繩之長命乎。まに拷繩能
紀。佐伯。連。拷繩てふ人。名も有り。○百結。八十結。下
而云く。繩を幾條も結合せて。横を量り。まに結下て縦を
量り。高く廣く造依由。古文あるが。口訣。敷地之勝示
あり。但纂疏。今木匠所用之墨繩也。と見え。又或説。は
不言。方量。而以結繩為説。古代淳素之風。と云る。尤宜し。は
多大殿祭詞。此乃敷坐大宮地波。底津磐根乃極美下津
網根。古語云。番繩之類。謂之網根。波府虫能禍無久云々。引結幣留葛目

能緩比取葺計魯草乃噪岐無久と見え。顯宗天皇紀の室
壽御語よ取結繩葛者。此家長御壽之堅也。亦ど有はいせ
上代の家造ハいおまをも繩葛を以て。結固免し故此語
あまむ。此も其由うと毛所由也。若然もあらむ下字ハ行
也と云る説。けり柱は高く太丸を以て貴とし。板を廣く
厚きを美とひるは常あ也。是謂よと也。杵築大社は其
構殊よ廣く大きよて。他社ふ勝れぬ。故大社としも名よ
負て。今世よ至依までも尚然也とあむ。王勝間ふ出雲大
古のち三十二丈あり。中古よち十六丈あり。今世はち八
丈あり。古此時乃図を金輪の造營此図といひて。今も因
造此家よ傳へもと也。心得ぬこと此み多うまど皆あむ
本のほく写し取れり。今世は御殿も大あとの御構ハ此

図のごまぐあ也とぞせ云て。其図を著さまとて。就て見
る。谷川氏も聞之。其製四方。施八柱。中央有心柱。自礎
至棟長十三間半。本口徑九尺といへぬ。猶下ふ委く註ふ字見る。第百二
の傳を。○將田供佃とは。神御食よ獻る御稻を作る田を
見よ。○供佃しめ給むむや也。○往來遊海也。和多爾加用比
阿曾夫と訓べし。海を和多と云由也。第○高橋ハ或説よ。
今此反橋を云やい牙ゆ。然も有む。されど海よ橋を似
て海とのみ云て。川よ遊び給ふ具をも。彼を虚空を乗る船
まよ本書ふ。此よ浮橋をも載とまど。彼を虚空を乗る船
此名あまむ。水よ遊ぶ具ふ出ぬ。は傳誤ある故よ省
き於○まよ後。按多よ名を彼。虚空を乗る船と同じけ
ぬ。もし然もあらむ。此を除るを誤むべし。○天鳥船
は。鳥此如く速行を名よ負せ。於らむ。猶下ふ云を見よ。○

打橋ハ。師説ヨ。移橋オ。都志ハ知。是ヲ尋常ノ橋ニ如ク
ス。同所ヨ定めて。懸おく橋オ。非空て。時ヨ臨みて。何方
ヲオ。トモ移し持行て懸る故ニ名あり。打渡オ。橋あり。
元。セ。何。万葉十ノ。機。木持往而天河。打橋度公之來。爲
とも見也。谷川氏説。万葉ノ。天在。一。棚橋。ま。天。漢。棚橋
と云。棚橋も。此。同。詠。源氏物語。枕草子。あ。と。見。え
と云。然。何。ら。む。○百八十縫之白楯。百八十は。楯の
數多。丸。を。云。縫。とし。も。云。は。縫。て。製。る。物。あ。ま。む。丸。也。
段。天。石。楯。縫。直。之。外。云。楯。縫。とい。い。ひ。白。楯。とは。纂。疏。よ。白
楯。縫。とい。ふ。氏。あ。る。り。て。も。知。造。し。白。楯。とは。纂。疏。よ。白
木。色。大。嘗。祭。時。宮。門。之。南。立。楯。戈。是。類。也。を。見。え。口。訣。ヲ。白
楯。者。神。社。所。用。而。神。幸。之。時。以。爲。圍。也。と。何。也。纂。疏。よ。白。木

色と言へるを思ふ。餘。飾。お。く。造。れ。る。を。云。う。凡。て。楯
の。お。せ。た。既。よ。第。五。十。段。は。て。今。楯。の。事。を。か。く。詔。ヲ。依。て。
社。の。周。も。あ。て。は。と。神。幸。よ。も。用。ふ。る。料。と。を。聞。ゆ。る。物
の。ら。猶。別。よ。由。有。ら。よ。所。思。れ。ど。其。を。未。思。ひ。得。交。和。名。抄
よ。長。曰。歩。楯。和。名。太。天。歩。兵。所。持。也。とい。ひ。字。彙。よ。楯。所。以
藏。身。扞。目。云。く。神。武。天。皇。紀。よ。鳥。見。彦。を。戦。ふ。時。取。所。入。
御。船。之。楯。而。下。○當。主。汝。之。祭。記。者。天。穗。日。命。也。也。前。よ。此
立。と。も。見。也。神。天。降。り。て。大。國。主。神。を。媚。和。せ。ま。む。彼。神。の。御。心。を。應。へ
依。お。と。知。べ。し。天。照。大。御。神。ハ。御。子。は。と。日。嗣。御。子。ハ。御。弟
れ。る。神。を。し。も。彼。神。ハ。御。心。を。應。へ。る。か。ら。よ。其。祭。記。を。主
依。神。と。志。め。定。給。へ。る。也。御。崇。敬。の。極。も。ぞ。有。ら。依。百。二。十

四段よ云ふ ○救教を美佐登志と訓べし。○慇懃如此を
 を見せし。加久斯毛泥母許呂那流袁を訓はし。斯毛才助詞あり。さ
 て泥牟基呂と訓え
音便よて 万葉よ。葦根乃。勲見卷。ま。菅根乃。勲。懃。ふ。む。の。
正。う。ら。び。隠。ま。と。慇。懃。ふ。と。猶。多。う。り。 谷川氏。説。よ。言。如。根。也。日本紀及
 万葉集。如。字。訓。毛。許。呂。と。云。也。然。も。有。べ。し。○敢。不。從。命。乎
 は。伊。加。傳。美。許。登。袁。曾。牟。伎。麻。都。良。牟。と。訓。は。し。字のま
 よ訓む
漢籍読 ちて天皇祖神の上。件に救教に依て。今此其本
 と。己。の。御。心。を。露。せ。し。給。へ。る。れ。ゆ。り。也。纂疏よ凡有人
 一旦王者勃興。理當收焉。則別必爲之處。漸令彼退避。謙讓
 可矣。不能然。擅權起其攘奪之心。彼亦損命相拒。是必招乱
 之道也。天祖恐有鑑此。機故曰。聞汝所言。淺有其理。而殊下
 制誠。爲彼計。益懃。懃。丁。寧。如。此。則。誰。人。逆。天。命。坐。取。敗。乎。大

己貴命。避。因。長。隱。誠。有。由。哉。と。あり。熟。く。此。説。を。誦。味。ふ。よ。
 彼。公。の。時。を。し。も。足。利。氏。の。事。執。也。て。天。皇。を。蔑。し。奉。ま。さ。る。
 世。あり。し。う。バ。彼。承。久。建。武。に。御。世。あ。ど。の。事。を。も。思。ひ。寄。
 せ。深。き。御。心。あり。て。書。れ。し。言。あ。る。べ。し。然。れ。ど。め。此。の。傳。
 よ。を。更。よ。由。あ。く。古。意。を。得。 ○鳥遊ハ。舊。く。登。理。能。阿。曾。備。
 給。は。ざ。る。説。ふ。ぞ。有。る。を。 ○鳥遊ハ。舊。く。登。理。能。阿。曾。備。
 を。訓。る。小。從。ふ。ば。し。師。云。野。山。海。川。よ。出。て。鳥。を。狩。て。遊。ぶ
 を。云。れ。也。此。を。海。辺。あ。ま。ま。む。と。雄。畧。天。皇。大。御。歌。よ。猪
 我。射。給。へ。ゆ。事。を。阿。蘇。婆。志。斯。と。と。み。給。り。ゆ。是。狩。を。も。遊。
 び。と。云。證。あ。也。師。を。鳥。遊。を。登。賀。理。と。訓。ま。き。其。も。さ。る。事
 ぬ。ま。と。も。書。紀。よ。も。此。を。遊。鳥。ま。と。を。射。鳥
 遊。遊。あ。や。書。て。一。め。獵。狩。あ。ど。の。字。を。バ。書。 山城風土記
 ざ。る。を。思。り。む。あ。不。阿。曾。備。を。訓。べ。き。れ。り。 山城風土記
 小。玉。依。比。賣。於。石。川。瀨。見。小。川。之。遊。爲。時。と。の。依。を。女。あ。ま。
 ば。あ。づ。川。邊。よ。逍。遙。び。る。事。う。と。も。聞。ゆ。ま。を。め。是。も。れ。不。

魚釣ナヅルを云ふるはし。○漁ハ古事記小。取魚とあるを。岡部翁の須那杼理スナフヂと訓コトれあるに依て書カケす。其を和名抄小。漁説文云捕魚也。訓須奈度利スナドとあり。は第百四十二段。猿田サマ毘古神ヒコ此処ココ師云。此鳥遊取魚トリノアソビを好み賜タマひしおをを。隱道カクレミチ此意ぞれと云を。例の漢意あり。更よさる事。○三津之崎ミツノサキは。出雲風土記小。嶋根郡小。御津濱廣二百八十歩とある處あり。と師説あり。風土記抄よ。御津ミツは。ちて同郡小。御津社ミツノヤシロもあり。抄よ。加賀郷今水浦本宮也と云り。但し神名式ミコナマシキも載られ。古事記よ。御大之前書紀正書。三穗ミホ碕サキとあるも。此ちて仁多郡小も。三津郷と云あり。其味鉏高日子根神の三津ミツと言イハす。牙クサは故事とあり。起れる地名

仇トコロ依ヨり。此事を第百一段。彼神と言代主神と。一神あり。と。上よ云。依ヨり如ごとく形かたちれむ。此の地名も。彼三津郷とあり。移うつれ依よるハ非あらざる。はと風土記小。楯縫郡小も。御津嶋御津濱ミツノハマと並ならび在ある。御津社と云もあり。抄よ。御津濱ミツノハマ俗ヨに三楯縫郷三津浦ミツノウラとあり。神名式小。御津神社ミツノヤシロをある是あり。○今問イマノト之コト當報命タカヒコトとは。大因主神オホイヌヌシ已命ニギハヤヒハ。産巢日大神ウツクサヒノカミの敕教ミコトノコト小違チガはしむ。御心ミココロを定給へま。と。御長子ミコノカミ小坐マせむ。言代主神コトノカミの心ココロも問とて。御答ミコタを白シさむ。言イハへ依よるあり。古事記よ。前マ言イハす。御言ミコトノコトあり。唯ただ僕オノ者モノ不得エ白シ我オノ子コ八重言代主神ヤエノカミ是コト可シあり。事代主神コトノカミを譲シり給たまひて。事代主神コトノカミを眞盛マコトノカミ坐マせて。多オホあり。故ゆ自オノの心ココロ一ヒトよて。御答ミコタを得え白シ賜たまはざるあり。

正書紀本文よも問吾子然後將報と有り。と云はれど古事記の傳を更あり書紀本文の傳も甚く誤れる傳あり。○熊野諸手船熊野ハ意宇郡此地名あり。と既に出と。第三十四段。彼處よて造れ船あり。其方葉よ伊豆手船と云も有れ。○天鳩船ハ此一船名曰熊野後化為石蓋此類也とあり傳也。此諸手船の各高きふ依て其名を負とる船あり。諸手船としも云は纂疏よ言數多水手操舟也とあれ。數多此水手の諸手小漕ぐ如く速き由あり。○天鳩船ハ此め纂疏よ播磨風土記を引て仁德時播磨明石驛家有一井楠樹生其上時人伐樹造舟其迅如飛一楫去越七浪故名曰速鳥此云天鳩船乃速鳥之義也。一名天鳥船とあり。

播磨風土記の文孝謙天皇紀天平寶字二年三月の處よ。船名播磨速鳥竝敘從五位下其冠者各以錦造と云あり。も見也。此唐使の乗る船あり故に階級を賜へる由あり。但し並各あり。此船此みりは非ざあり。けり纂疏よ此船此一名を天鳥船と云よし言われど。彼を此とは各別ふて共よ鳥てふ名を負はれ速きを稱とあり。○稻背脛命天鳥船神是也名義稻背ハ諾否よて言代主神の諾否を問へ故に負言也。諾否のことハ前段伊多牙るを見。脛は丁を余富呂と云はれ。使者小立とる故也。此名あり。景行天皇卷よ七卷脛と云人あり。孝德天皇紀よも八卷脛と云あり。越後風土記よも同名の人あり。其脛長ハけり此神やめて天鳥船神。多力大強あり見えとあり。

亦名天夷鳥命。ある由は。まぢ書紀ふ也。本文よ記せる如く。稻背脛とあゆを。古事記よ也。遣天鳥船神と見え。建御雷神の始。於て天降。已給ふ時。副て降坐る神名をも。彼記す也。天鳥船神とゆゆを。出雲神賀詞には。穗日命の御子。天夷鳥命をゆゆ。まと書紀よ。穗日命を因體見よ。天降し給へる後よ。ゆと其子大背飯三熊之大人亦名武三熊之大人を遣はと有也。崇神祝詞す也。武三熊之命を遣はとあり。彼此此傳。我考す合せて。同神の名也。種くよ傳れる事を曉る也。此傳あやまよと徴ふ云るを見て知るべし。けりて鳥船と負せゆ名義也。内山眞龍説此如く。か此熊野諸手船よ乘て。鳥

此如く速行とゆ由あゆべし。師説よ。鳥船を。船鳥を下上言ある也。然らば。ゆと大背飯と負ゆ名義ハ。師も且く言れ。多ゆ如く。背飯を背脛也。同言ふて。波岐を比。大諾脛ある也。第百六段の末よ註。○致也。師の能理を訓れとゆよ。從ふ也。○令問とハ。吾を天神此教教たまふく。此因を天神御子よ。避奉らむを思ふを。汝をいのよ。報命さむ也。思ふと。海路を遣て問し。先給へゆあ也。此海路の事。眞龍が考よ云。出雲因也。風土記の頃也。出雲郡と神門郡と。大河を堺ひふて。因は於きとるを。上代よハ。出雲郡ハ。神門郡とハ。海を分とて。嶋根郡。楯縫郡。出雲郡と。此四郡の地を放まると。ゆ島よて。入海也。西の大海まで。せ不り。ゆしあ。巴さ。れを今見る。ふも。出雲郡と。神門郡との堺。此辺。今道二里。ばりり。のちと。平原砂地あり。上代を此と。あろ海よて。東

西牙きまとりしあま
と云也。稻背脛命の三
津之崎へ通ひしを
此海路ありと云。

於_コ是_ニ積_ツ羽_ミ八_ハ重_ヤ言_ヘ代_{コト}主_シ神_ロ。亦_マ云_タ都_ツ波_ハ。

八_ヤ重_ヘ事_{コト}令_シ言_メ其_マ父_ヲ大_{オホ}神_{カミ}曰_ク恐_{オソ}出_デ代_シ主_ノ神_{カミ}。

如_ニ天_{アメ}神_ノ出_デ命_ノ。此_{コノ}国_{クニ}者_ハ可_タ立_テ奉_{ツリ}天_{アマツ}。

神_{カミ}出_デ御_ミ子_コ。吾_ワ亦_モ不_シ違_ヒ奉_ツ云_フ而_{シテ}即_{スナハチ}。

七十百

踏_フ傾_ミ其_ノ船_{フネ}柁_ノ而_テ天_{アメ}逆_ノ手_{サカテ}。於_ニ八_ヤ重_ヘ。

青_{アヲ}柴_{フシ}垣_{ガキ}打_ウ成_チ而_{シテ}隱_{カク}坐_リ矣_シ。此_{コノ}者_ハ坐_マ。

宇_ウ奈_ナ提_テ出_デ神_ノ奈_カ備_ム。及_マ葛_{マタ}城_{カヅラ}出_デ鴨_{カモノ}。

社_{ヤシロ}神_ニ也_{ナリ}。

於是_{コニ}ハ使者_{ツカヒ}稻背脛命_ノ大_{オホ}国_{クニ}主_ノ神_{カミ}と_シ致_シ給_フ天_{アメ}神_ノの_ノ敕_{ミコト}を_シ演_ウと_シ承_{ウケ}と_シ文_{フミ}あり。○其_ノ父_ノ大_{オホ}神_{カミ}と_シ古_コ事_{コト}記_シよ。大

因主神を此より始て大神と云へり。伊邪那岐命を御禊
段と云大神と申し。須佐之男命。大蛇を斬給へる後と
云。大神と申せるよ。準へて思ふ。今や大八嶋因を皇美
麻命。小讓白して。幽冥の大神と爲給ふ時ある故。大神
と申せるよ。や。第百十四段。因作之大神とある。出
神やあると云。雲因造神賀詞を採れる。あまは。此ふ大
本より別あり。○令言と云。稻背脛命。小返事。小言。けし。久
給へ。ゆれ。云。○恐之。ハ。上ふ。ゆ。云。し。よ。同じ。○可立奉。ハ。多
氏麻都理多麻閉と訓べし。立字を添て書る由。上よ。委
く註せぬ。第六十八段の。○其船柁とは。言代主神の。三津
之埼よ。狩し給ふと。乗せる船柁。云。古事記よ。ハ。其船と
のみ有を。柁字を書

紀よ依。ちて柁を閉と訓ゆ。云。舊よ。從へり。されど。此字和
名抄ふは。野王案。柁。大船。旁板也。和名不奈。太那。や。ありて。
別よ。船字を出し。兼名。苑。云。船前頭謂之。船。和名。漢語抄云。
舟頭制水處也。と見ゆ。され。バ。此の柁字。布那。太那。と訓
此。云。浮那。能倍。を。ゆ。れ。云。彼。紀。よ。云。
此。字。閉。の。こ。と。よ。用。ひ。と。る。あり。○踏傾。ハ。布美加多夫
祁氏。云。多夫。祁理。と。あり。○天逆手。云。師説。云。伊勢。物
を。拍。て。此。を。居。ゆ。る。を。相。照。して。思。ふ。よ。古。の。逆。手。字
拍。て。物。を。居。ゆ。る。を。相。照。して。思。ふ。よ。古。の。逆。手。字
物。語。云。ゆ。る。人。字。詛。ふ。と。て。志。る。を。上。代。ふ。云。然。る。惡。事
の。み。れ。ら。に。吉。善。事。よ。も。涉。り。て。爲。け。む。こ。と。此。の。故。事。よ
て。知。ら。さ。り。此。を。船。を。柴。垣。に。変。化。年。と。免。此。の。術。を。れ
ば。あり。さ。り。逆。手。を。拍。と。云。拍。状。を。先。常。よ。手。を。拍。を。掌。を
う。拍。を。此。を。逆。手。を。拍。と。云。拍。状。を。先。常。よ。手。を。拍。を。掌。を
常。よ。を。兩。の。掌。を。同。じ。さ。ま。り。對。へ。て。拍。を。此。を。左。と。右。と

此上下を逆にやり違へて拍を云う。此二の間今定免が
とし俗に横手拍と云ふともある。左右を堅と横を
よちが牙て拍を云へし若そまよ準子て云む逆手
も後ふ云ふ方ふもや有むとあれど然らば此ハ伊勢
貞丈主説よ手を拍おむは神代より此禮ふて人の前よ
進む手手を拍て進みま退く時も手を拍て退く其退
る時よ拍手ある故ふ佐加手と云佐加を佐加理ハ省語
なり退字一カルとホザカルをも訓むとサと
音相通へりトホザカルを云も遠退あり四時祭
式鎮魂祭の處も行酒三杯以後拍後手退出せある是あ
也。今云ふ此後手此こと式よ數所見え大神宮儀式建
久年中行事よも見とるが舊く此をレリヘデと訓る
を非あり志理閉手とを後手と云して物ある事よて
拍ことよ非或そは火遠理命段ふ云字見るべし師を
直會を給ハリて後よ拍手ある能知之手ありと云れ
ぬと此外よも以後あること無て後手とあはれをむ何

と云む此を決く貞丈主の言逆手此逆を借字ふて葦
の如く佐加理手とぞ訓べき
原中囿字天神御子ふ讓奉也て天退手を拍て隠れ給牙
依由あり天とハ敬ふ意よ云言伊勢物語ふ女の男を捨
て出往ハ依事此段ふ住し所も知らば彼男天此さう
手を拍ておむ詛ひ居るむくお々きあや人ハ思ひハ負
ふ物ふや有年負終も此ふや有む今こそは見めとぞ云
ぬる。と何依む女よ捨らまて爲方あく我も退く意よあ
也。後手字拍と依あり或説よ天逆手後手ハ手を拍
るありと云るを逆字よ付ての説れまど逆字を上に云
如く借字あり此ハ伊勢物語よさう手を拍ておむ詛ひ
を依と有む依て人を詛ふ時ハ天逆手ハ拍ものなりと
云説を作出とるあり此物語ハ天のさう手を詛ひ詞よ

付とるよを非び凡て哥物語の註りハ知まぬ事をと言
む本文を以て註とせること間あり用ふはらび
礼多味小従ふはし。貞丈然し此説を勢語臆断の別勘ま
約めもしまよ引直し。○八重青柴垣を云。書紀よ柴此云
もして奉とるあり。事記よも訓柴云布斯とあり。中昔の
哥ふを布斯志婆を重祿ても云り。今世も漁獵を以
味よ海ふはま河よまれ。櫛を樹周して垣とあし。一方よ
口を開け。其水底よ青柴を漬て。彼垣の開と味處と也。魚
等れ入て。柴中よ潛まるを伺ひて。其開ある處を塞ぎ。柴
を引揚て魚を捕るにげり也。此を布斯都氣と云。多くを
冬の獵よびる事あり。拾遺集平兼盛哥よぬし故らし淀
まむ。布斯都氣と云。此れ青柴垣は即其よて。八重を魚
も古き語ありなり也。

此逃まじく。幾重も櫛を立周しとる由味味然まむ
言代主神。此埜よ柴漬を構へ漁獵して居給するなり。岡
翁も師も此を唯お柴もて造ま。○打成の成を借字よて。
る垣と見られぬるを精うらび。天逆手を打鳴せ味を打那志と云るなり也。其は初ふ畫成
と云よ。畫鳴と書ると返さ味味を思ひ合せて辨ふべ
し。古を琴を彈鳴を比伎那須笛を吹鳴を布伎那須鼓を
打鳴字宇知那須と凡て鳴字那須と云りと師此云
まとるを。然まむ此れ其乗給へ味船をバ再用ふはじき
意を示せて踏傾け。天之退手を。青柴垣の内よ打鳴志給
牙味由なり也。記傳よこの打成此義を解て。打天逆手を
あり。上よ湯津几櫛取成其童女と見え。お此次ふ取成立
氷取成劔刃とあるも同じされむ其船を踏傾々て天逆

手を拍て、其船を青柴垣に成てと云意あるを、其船を
云ことと多再び云むを詞拙なるを、上は譲りて、下は省
き、まゝ逆手を打と抄ぐ意あるを、其間、青柴垣と
云ふを、置て、青柴垣に打成と云ふを、古文の妙ある
巧みして、後世の及ぶぬべし。○**隠坐矣**。青柴垣に内
ありと言ふしを信ぜし。○**隠坐**。天皇卷の大御哥よ、美夜麻賀久理氏
隠坐云ふ。推古天皇紀よ、和餓於朋者、弥能訶句理摩
須阿摩能椰蘇。ちて此を、青柴垣に隠ありふと云詞あ
ら。上は父大神に、八十垵手は隠りて侍はむを詔へる如
く。此神まは海底よ入坐て、現御身ハ、永く隠れ給ふこと
残舎と云。延喜六年の日本紀、竟宴よ、得事代主命、藤原佐
倍乃阿遠布事加、幾迹多比、爲須留可那とあり、六百番哥
合よ、海人よ寄る恋哥よ、我恋をあるの逆手を打返し、思
ひときてや世をも恨みむと詠。然るは大因主神固と云
るも、此の故事を思ひてあり。

此御因を、天神之御子よ、避奉り給ふべき。大義をば曉り
御坐せる故よ。上件之如く、我をまうく治賜はく、吾を
八十垵手は隠りて侍むと白し給へるを、然らば、御長
子言代主神よ、心をお交て、御自れ御心は定給ひおくも。
猶此神も問ておそ。決き報命を、白さ免と、稻背脛命を
御使者よ遣せるゆゆ。此を神も人も同状ある。いをも止
事なき眞情ふを有る也。かくて其使者や、言代主神の海よ入
坐し、其崎ふての事あり。然るは古事記に、使者を遣
せるを、建御雷命よ、伊那佐之小濱へ、徴來ある趣ある
は、誤れる傳あり。そハ青柴垣の事を、思ひ合せて、辨ふ
は、此使を、大因主神に遣し、使ある故よ。式ふ出雲郡よ
あは、社も、大穴持伊那。故是を以て言代主神、我在て中
西波伎神社とあり。

中ふ。父大神の御心動きて。此大義を過ち給事もや有む
と己命此顯世よ。心を遺さぬ由を露はし。天神の命を恐
みて。此因者可立奉天神御子。吾亦不違奉と。一言ふ言離
ち。其船柁を踏傾らて。先かく潔く隠坐る也。是ぞ言代
主と名残負坐る由縁あり。日本紀纂疏よ。事代主神。欽天
且孝也。言へば。漢意よ似。其を御名此義代也。岡部
翁此神賀詞の解ふ。神乃禮自利ハ。他の祝詞よ禮代とあ
らむ。同。ことりて。礼代も此ふあらひて。利を留志の約
まるよ。禮此志留志と云ふ也。紀事。物実を望能志
同。言れ給る意よ。言代ハ言の信也。事をも書るを
借字あり。はて

音信まよ信物あど云信字。其上件の如く。天神の命を
やがて志留志の義あり。其を上件の如く。天神の命を
違奉じと言ふは言此信ふ。其船を踏傾らて。青柴垣よ隠
坐まばあり。後よ称号する名を以て。前へも及して。云傳
主。神の言ふ詔へる。けて積羽八重とは彼青柴此葉を彌
重よ積重糸て。柴垣を造れるふ入。給するを以て稱しよ
や。都波とも云。美の畧まはあり。第六十段。興台産
代。命を云ふ名此義。けて仲哀天皇此御世。神功皇后ふ
神憑坐て。韓を征せ奉。已給へる時。此神も憑坐て。於天
事代於虚事代。玉籤入彦嚴之事代主神。と名告せ給。於天
事代於虚事代。は天よも空ふも言の信ある由よ。此時

此謂を以て。名告坐るれは。云ふを御段よ委くはと

味鈕高日子根神と申は。やめて此神あはこ也。上小委

く云は。如くあはら。第百三段の土佐國風土記よ。土左高

賀茂大神爲一言主尊。一説曰。大穴六道尊。子味鈕高彦根

尊とあは。師を此一説を非と云れ。あまど。委のらび。其を

云ふよて。勲あき傳あるま。第百段よ註る如く。阿遲須

伎神を高賀茂神と申は。同じきま。以て辨ふべし。然

れを一言主神を申は。言代主神の亦名あはを。雄畧天

皇此御世よ。御形を現して。天皇命と共に狩し給は。時

よ。吾者雖惡事而一言雖善事而一言言離之神葛城之一

言主之大神也。詔へは。御名告は。意を考ふは。吾を惡

事も一言よ言離ち。善事も一言よ言離ち。決むる神也。

一言主大神と云神ぞと詔は。此も言よ信は。由

此御名告よ。此の謂よ依れるま。と云ぬ更あは。離之言

字を師をコトサカ。と訓ま。あれま。ろし。偕こ。此御形

を現し給へる時。未一言主の社を無は。し。う。ば。葛城社

の神現ま。給は。る。あり。れ。不。彼。け。て。万。葉。十。二。不。想。乎。想

常云者眞鳥住卯名手乃杜之神思將御知。と。と。免。は。卯。名

手乃杜ハ。言代主神此社あるま。と。下よ註ふ如く。形るを。

第百二十段の。かく詠歌の意を。心よ。深く。想を。他人。を。

口よ。此。み。想。ふ。由。を。云。む。ふ。は。卯。名。手。乃。杜。よ。坐。は。言。代。主。

神の御知。看して。御罰。あ。ら。む。物。ぞ。と。云。は。う。て。其。を。言。は。

信を立ゑる万ふ神あまた。言は傷あき由を。此神は誓ひて
申せり。古は例うぞ有らむ。是をもて古いとく其御稜威
はし是ふ就て按ふよ。式ある攝津、圀、武庫郡、廣田神社の
枝宮よ。西宮、大神と稱ふ神あり。此を後宗光院御記よ。應
永九六年六月。蒙古襲來の事を記させ給ふ所處ふ。西宮、
荒夷宮震動。云くれぞある宮ふて。今も夷宮といふ。俗
は夷三郎殿宮。此宮の祭神を。或説は蛭子命。大圀主命。事
代主命。三座あるが。事代主神を主と祭れるあり。と云り。
ま。或書どもよ。蛭子命。事八。其御像をて世に傳ふる
十神。大圀主神を祭るともあり。其御像をて世に傳ふる
を見ゆ。烏帽子狩衣を著て。岩よ倚。魚を釣と依状を

依。事代主神の故事よ。由有て見ゆ。ま。此宮の主を祭
るは。信よ言代主神あらむも知はらば。但し惠毘須宮
の異ある状より。負るれゆべし。世よ異ある物を。惠毘須
と云由。神武天皇卷。大御哥ふ。惠美斯袁比多理毛。那
比登とある處よ。季。ちて毎年。此十月二十日ふ。商人ども
く註ふを見るべし。ちて毎年。此十月二十日ふ。商人ども
此家くよ。夷講とて此神を祭るハ。商を始給へる神あ
依故ふ。祭ると云あれど。此を人よ物を賣渡はよ。傷あき
由。手残拍て誓ふれま。此の謂を思ひて。祭に來おるふ
や。京の四條京極よ。悪王子とも。冠者殿とも。稱ふ神あり
て。十月廿日。此社よ詣るを。誓文拂をいふ。此も由有
て。聞ゆれど。其祭神を。素盞烏。等ありと云。子。由。あ。し。さ
多。世。よ。何。ま。ね。く。大。許。久。惠。比。寿。と。て。祭。る。惠。比。寿。ハ。少。毘
古。那。神。あ。る。べ。く。思。ふ。由。あ。り。○此者坐葛城之鴨社神也。
て。上。第。九。十。三。段。よ。云。へ。り。也。

和名抄よ。大和、圀の郡名よ。葛上。加豆良岐 乃加美。葛下。加豆良木

とある是あす。此、地のことと委くハ神武。此社を神名式よ

葛上郡よ。鴨都味波八重事代主命神社二座。並名神大月

を何り。鴨と云由を。また姓氏録よ。賀茂朝臣、大神朝臣同

祖大田く彌古命孫大賀茂都美命。一名大賀茂足尼 奉齋賀茂神

社也と見え。此傳を師を高鴨阿治須伎託彦根神社を齋

の文ふて知べし。大三輪神鎮座記よ。瑞籬宮御世。崇神

大田く根子命孫大賀茂祇命承勅立社於葛城邑賀茂地

奉齋事代主命仍賜賀茂君氏と何す。大田く根子命のこ

姓と何す。此賀茂氏ハ建角見命の末此賀茂氏とハ異ふ

正思ひ混ふべうらび猶崇神。然れど鴨と云は葛城邑中

ある地名よあむ有々流。山城、圀の加茂を鴨羽の矢此流

地の名をいふある由有しとも知法うらび後了を此地

此、御社の在る処を御。あす諸圀よ。御名を稱せ流社を更

ふも言はさ鴨と云ひ賀茂と云社の式ふ載れるが多加

流中矣。決く此神の社を聞え且あすよ因宜を次くよ記

し出ば。大和、圀よも此外よ。高市郡よ。高市御懸坐鴨事代

主神社。大月次新嘗。師説よ。あす今高殿村と云よ在て

天皇紀よ。高市縣主許梅よ著りて吾者高市社所居名事

代主神と詔へるを此神あす清和天皇紀よ。貞觀元年正

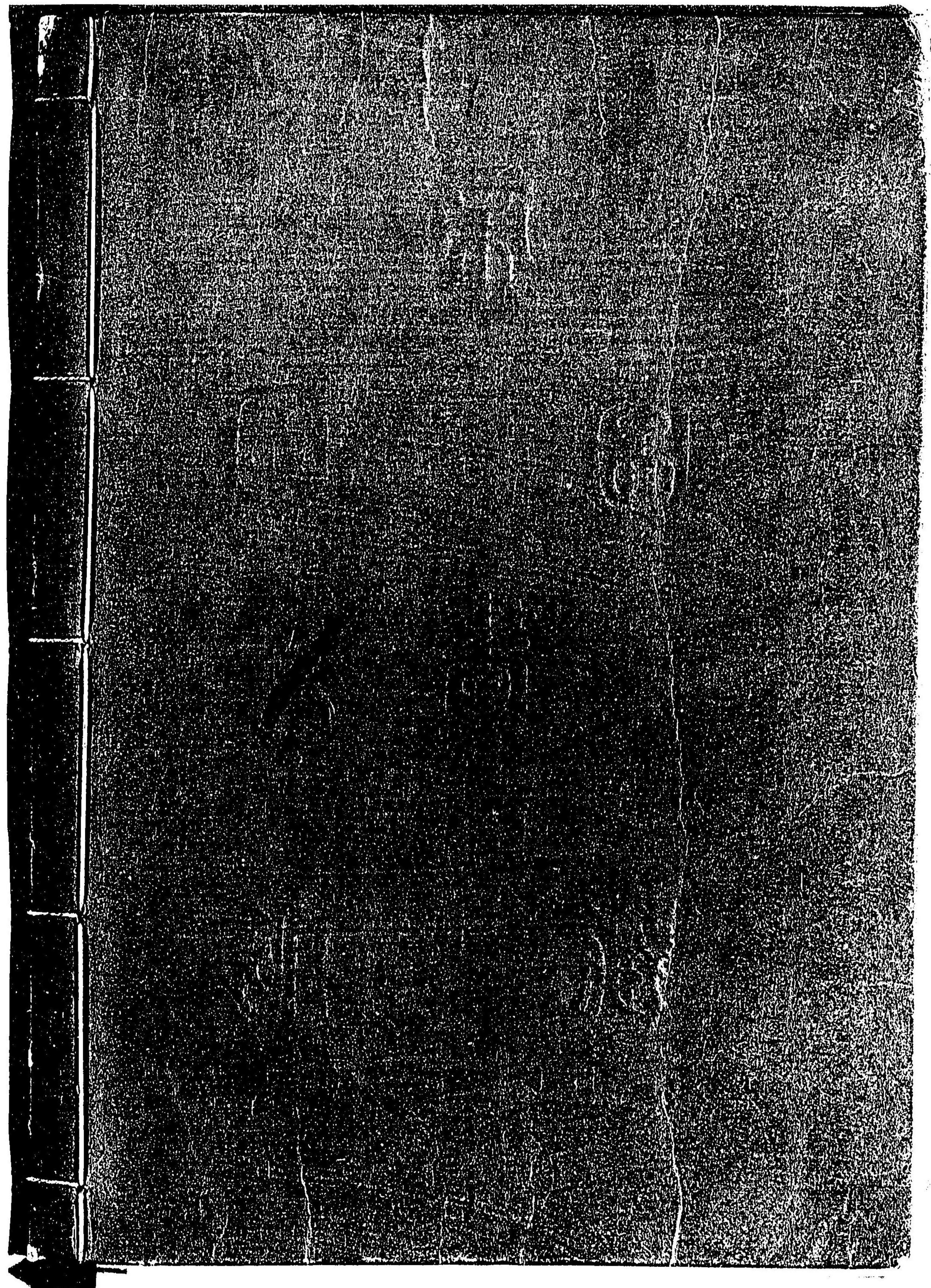
月よ。從一位を授奉給へり。ちて此を鴨と云を思ふ。攝津

因嶋下郡よ。二嶋鴨神社。此社のことと、第百三十七段上
 野、因山田郡よ。賀茂神社。此社のことと、同郡よ。並びて美和神社あ
 紀ふ。元慶四年五月廿五日、授勲十二等。從五位上、賀茂神、正五位下とあり。加賀、因加賀郡よ。加
 茂神社。此も同郡よ。並びて、備前、因赤坂郡よ。鴨神社三座。此
 同郡よ。並びて、宗形、神社あり。和津高郡よ。鴨神社。此も
 名抄ふ。同郡よ。葛木郷もあり。津高郡よ。鴨神社。此も
 並びて、宗形、兒嶋郡よ。鴨神社あり。さて上道郡よ。大神
 神社あり。讚岐、因阿野郡よ。鴨神社。七年十月九日、讚岐、因賀
 美和神、讚岐、因阿野郡よ。鴨神社。七年十月九日、讚岐、因賀
 社あり。賀茂、從五位上、同十七年五月廿七日、授讚岐、因賀
 賀茂、大神、正五位下、あど見也。和名抄ふ。同郡よ。鴨部郷あ
 云。今鴨村と。猶此、餘も多うるを、其を次く。因を追て
 記し出せし。第百二十段、第百三十一段の傳見べし。○ち
 て同く鴨神社、賀茂神社と云よ。山城、因の賀

茂神社を移せり。と聞ゆるも少うらび。その神、武天、偕は
 皇、卷よ。彼神の事、此出とゆ。処よ。委く考へ云。茂し。偕は
 多神祇官坐御巫祭神八座の中よ。大因主神を坐さて。此
 事代主神、此坐こまは。師云。此八座神、此うち、餘、此七座い
 ぢまも。天皇の大御身、此上を。守、福孑坐神とち、凡るふ
 準孑て思へば。此事代主神を、下ふ父大因主神の言よ。八
 重事代主神、爲神之御尾前、而仕奉者、違神者、非也とゆ。處
 此等、此所以由りて、殊よ。天皇、此御守神、かれむ、那、依、逐し。
 天武天皇、紀ふ。高市、縣主許梅よ。著りて、吾者高市、社、所、居
 名、事代主神、立、皇御孫、命之前、後、以送奉、云く。且、立、官、軍、中
 守護之と、あるを思ふべし。○今云ふ、此八神の中よ。言
 代主神の坐、ことと、余も考あり。その神、武天皇、卷、鎮魂祭
 此、処よ。云字
 みる、茂し。

○鍔胤云。これの二十二は巻を印本スリマキと爲て。同志の人々
小書寫の勞イタカき無らたえ。且普祿く弘ぬ。世小弘免む事を
勤むる者は。石見。国那賀。郡鍋石の里。了世く住める。江尾
兼參。まゝ備後。国御調。郡三原。小住居る。松野尚志。はと豊
後。国岡の殿人。田近長陽。これ三人りあそ。

115
114
111



195
34
111

吉史傳

三十二